

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

はじめに

一 米

二 石炭

三 鰯粕その他海産物

四 生糸

五 編及び紡績機

六 その他

終わりに

はじめに

わが国においては、明治前期（一八六八—一八九〇）を通じて、米・織物・糸・魚肥・砂糖・塩その他各種の商品が

山口和雄

北は北海道から南は九州にいたる各府県にわたつて大量に取引されるよつになつた。当時はいまだ鉄道の発達が十分でなかつたので、海上輸送が主体であり、商品の取扱商も各港の船主や問屋、仲買らが中心であつた。

一方、外国貿易もこの期を通じ著しく拡大した。この二二年間に輸出額は約五倍に、輸入額は七倍に増大し、内商の取扱額も全貿易額の二割を占めるにいたつた。

三井物産の商品取引も大いに進展した、同社の創立は明治九年（一八七六）で、その年下期の商品取扱高は五四万五〇〇〇円にすぎなかつたが、二三年（一八九〇）には一カ年一八四六万六〇〇〇円に増大し、取扱品数も著しくふえた。創立当時は国内取引も相当多かつたが、次第に輸出入が中心となつた。主要取扱品は米・石炭・鱈粕その他海産物・生糸・綿及び紡績機・その他であつた。

以下、これら諸品の明治前期における取引を三井物産を中心に検討する。

## 一 米

米は、明治前期わが国における最大の生産物であつた。海外への輸出入は、未だ少なかつたが、国内市場においては最も重要な商品であつた。当時は、多くの府県で米は一、二を争う取引品で、東北及び北陸では、石川県を除き他はいずれも米の移出県であり、九州でも、長崎県を除き他はすべて移出県であつた。これに対し、近畿・東海の諸県及び北海道はすべて米の移入県、中国でも岡山県を除き他はすべて移入県、四国でも徳島県が大きな移入県、関東でも茨城県を除くと、他は東京府を筆頭に米の移入県であつた。<sup>(1)</sup>従つて、当時は、穀物商は最も重要な商賈の一つであつた。明治一六年（一八八三）の穀物商賈数は、卸売一万〇九六六戸、仲買二万五五七五戸、小売六万七九三八戸、計一〇万四、

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第1表 三井物産商品取扱高（明治9年7月～12月）

種別	品目	金額	備考
輸出	石炭	3,837 円	上海輸出 776トン
	蚕卵紙	49,100	徳澄買付委託 25,398枚
	茶	4,358	十四番経由、米国送り
	小計	57,295	
輸入	絨	114,525	陸軍省納
	硝子瓶	302	"
	蒸気機関	5,183	"
	フランネル	31	近衛局納
	米国金塊	101,420	岩橋買付委託
	同	10,142	当社買付ケ
	麻袋	5,399	十四番経由上海在庫買付三井組渡
	石油	1,839	十四番ヨリ買入、米又へ賣る
	小計	238,841	
内地売買	米	227,899	大蔵省納
	銅貨	14,526	清商徳澄へ賣る
	皮革	266	京都府勧業場委託、中橋社賣り
	石炭	622	諸口
	沓	187	近衛局納め
	島方	5,364	伊豆七島委託薪炭、干魚、天草等
	小計	248,864	
	合計	545,000	

出所)『三井事業史』本篇第二巻 275 ページ。

四七九戸の多数に及び、その数莫子  
商に次いで第二位にあつた。<sup>(2)</sup>

三井物産も当時から重要な米の取引商であつた。同社の創業年たる明治九年（一八七二）下期の商品別取扱額をみると、米の取扱額は二三万円で、全取扱額の四一・八%を占め、第一位であつた（第1表）。当時の三井物産の米取引には、国内の正米売買、依頼米売却、米の海外輸出入等があつたが、最初は国内の正米売買が最も重要であつた。明治一〇年（一八七七）中に三井物産が東京・大阪・兵庫・下関等の取扱所を通じて買入れた米は全部で六〇万四〇〇〇余石、そのうち五六万四八〇〇余石を売却し、三万九〇〇〇余石を次年度に繰越している。主

第2表 明治10年(1877)三井物産取扱所別売先別米売却高

売先	政府へ		民間へ		海外へ		総 越		合 計	
	数量(石)	金額(円)	数量(石)	金額(円)	数量(石)	金額(円)	数量(石)	金額(円)	数量(石)	金額(円)
東京	19,631	108,308	132,757	650,426	24,369	119,999	176,757	873,733		
大阪・兵庫	235,848	1,204,675	13,993	70,978	8,047	37,957	269,686	1,362,891		
勢馬	45,721	223,138			6,811	32,638	52,532	255,776		
若肥	64,675	306,628	5,020	22,593	220	1,046	69,915	330,267		
後津	18,289	80,903	12,962	59,938	119	514	31,370	141,455		
米	6,573	38,867	656	2,953			7,229	41,820		
合 計	390,737	1,962,519	165,388	806,888	11,198	49,281	39,566	192,154	606,889	3,010,842
	(64.4%)		(27.3%)		(1.8%)		(6.5%)		(100%)	

出所)「明治十年中米売買損益勘定」(三井文庫所蔵史料 物産 529-9、10、11、12、13、14、15、16、17、18)。

な売却先は政府(出納局、陸軍省等)で、全売却高の約六四%が政府に売られた。民間への売却分は一七%、物産自らの輸出は一〇%弱にすぎなかつた(第2表)。当時は豊作がつづき米價が低落をつづけたので、政府は明治九年末から一〇年にかけ相当多量の米の買上げを行なつた<sup>(3)</sup>。それに応じて政府に米を売却したのが三井物産、田中平八等で、これらは三井物産の売却高が大きかったことは、第3表・第4表によつて明らかである。

やの後、明治一二年(一八八〇)前後から三井物産の正米売買は停滞なし減退し、売却先も政府よりも民間が中心となつた(第5表)。やがて一五年(一八八一)以降になると、物産の米取引の中心は、正米売買から販売手数料及び利子の取得を目的とする依頼米の販売に移るようになつた。いふれば、同社米方の利益の中心が、明治一五年頃から一〇年代にかけて、正米の売買益から依頼米の販売手数料及び利子に移行してゆくことからも明らかである(第6表)。

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第3表 取扱者別政府米買上高  
(明治9年12月～10年初頭)

取扱者	買上高(石)	%
三井物産	171,917	31.6
田中平八	79,982	14.7
出納局	49,745	9.1
その他	242,858	44.6
計	544,501	100.0

出所) 大蔵省編『明治年間米価調節沿革史』(『明治前期財政経済史料集成』第11巻 634～635ページ)。

第4表 取扱者別政府米買上高  
(明治10年10月～11年1月)

取扱者	買上高(石)	%
三井物産	207,614	63.0
出納局	35,400	10.8
出納局	13,000	3.9
三井物産		
その他	73,268	22.3
計	329,282	100.0

出所) 大蔵省編『明治年間米価調節沿革史』(『明治前期財政経済史料集成』第11巻 636ページ)。

第5表 三井物産売先別米売却額

年次	政府へ	民間へ	輸出	繰越	計
明治13年 (1880)	円 39,600 (28.3%)	円 92,609 (66.3%)	円 420 (0.3%)	円 7,088 (5.1%)	円 139,717 (100.0%)
14年	20,004 (23.3%)	64,423 (75.2%)	—	1,251 (1.5%)	85,678 (100.0%)
15年	10,193 (10.2%)	89,174 (88.9%)	—	880 (0.9%)	100,247 (100.0%)

出 ) 三井物産明治13年、14年、15年「総損益勘定」(三井文庫所蔵史料 物産532-3、533-2、534-3)。

注) 政府への売却額は常平局、陸軍局、開拓使、集治監への売却額の合計。

次に、明治一八年(一八八五)をとつて三井物産への米の売却依頼人數みるとその数六三名、依頼米高二七万七八六五俵(二一万一一四六石)、売却手数料一万〇八一四円で、その内訳は第7表のとおりである。これは本店米方のみの取扱高で、大阪店その他の分が含まれておらず、全体の取扱高はこれよりも大きかったと思われ、物産が當時民間にあつて相当大きな米の取扱商であったことが知られる。なお、右の六三名につき、一人当たりの依頼高をみると、三〇〇俵未満、荷為替高五〇〇円未満のものが全体の七〇%余を占め、支配的であったことがわかる。  
(第8表)。これからみると、売却依頼人の多くは各地の地主や農民であつたといえよう。

第6表 三井物産米方損益勘定

年 次	正米売買損益	依頼米売却手数料及荷為替その他前貸利子
明治10年(1877)	31,923円	488円
13年	35,062	18,321
14年	△ 31,533	7,646
15年	7,138	18,886
16年	6,206	12,449
17年	1,884	9,953
18年	△ 16,076	13,675
19年	△ 1,418	11,613
20年	△ 4,968	8,004
21年	10,399	7,379
22年	8,995	9,942
24年	952	4,497
25年(1892)	76	6,069

(出所) 「米方損益勘定」、「米方総勘定」(三井文庫所蔵史料  
物産 529-542)。

注) △印はマイナス。

次に米の海外輸出をみると、これは政府によつて明治五年(一八七二)一月に開始されておる。この時の輸出は七年一月までづき、この間政府は、一一九万七八四三石を輸出して四九二万五九〇五円の正貨を獲得した。輸出先は香港その他中国方面を主とし、ロンドン、シドニー・メルボルン等にも及んだ。委託取扱商は米商のウオルシユ・ホールであつた。<sup>(4)</sup> 次いで九年(一八七六)一月から政府は再び米の輸出を行ない、一〇年九月までに五〇万六三四三石を輸出し、一二〇万余円の正貨を得た。輸出先はロンドンその他欧州各地が中心で、香港その他中国方面にも及んだ。この時は、三井組国産方が委託を受け、国産方は横浜在留の英商イ・ビー・ワットソンに依頼して輸出を行なつた。<sup>(5)</sup>

第三回目の政府輸出は、明治一〇年(一八七七)三月から一一年四月にかけて行なわれた。委託されたのは、三井組国産方を引継いだ三井物産であった。物産では、たまたま三菱会社所有の新潟丸及び高砂丸が修繕のためロンドンに回航されるのを利用して、各船にそれぞれ一万石余の輸出米を積込み、日本船による日本米の欧州輸出をはじめて成しとげた。つづいて外国船による積出しも行われ、明治一〇年(一八七七)度中に合計二〇万〇六六〇石の政府米が海外に輸出された。輸出先は、ロンドンを中心とする欧州と、香港を中心とする中国方面であつた。三井物産でロンドンその他

第7表 明治18年(1885)三井物産依頼米壳却高

地 域	依頼米壳却高		壳 却 手数料	石当り 手数料
	俵 数	石 数		
越 中 地 方	102,032	40,813	円 錢 4,244.42	錢 厘 10.4
兵 庫 地 方	79,864	31,946	2,900.09	9.1
尾 濃 勢 地 方	43,628	17,451	1,807.69	10.3
両 羽 地 方	31,342	12,537	1,088.33	8.7
地 回	9,521	3,808	377.57	9.9
越 後 地 方	9,169	3,668	304.20	8.3
三 陸 地 方	2,309	924	91.89	9.9
計	277,865	111,147	10,814.19	9.7

出所) 三井物産「明治十八年総損益勘定」(三井文庫所蔵史料 物産 537-6)。

注) 1俵4斗入として石を算出。

歐州方面への輸出を担当したのは、同社と関係の深かつたロバート・W・アーヴィングであった。アーヴィングは、ロンドンに自分名義の代理店(明治一三年物産ロンドン支店となる)を設け、輸出米の売捌きにあたつた。<sup>(7)</sup>中国方面に輸出された米がどのようにして販売されたかは、資料を欠き明らかでない。

明治一一年(一八七八)度にも一二万五〇〇石余の政府米が海外に輸出された。委託されたのはこの場合も主に三井物産で、仕向地も従来と変りなかつた。一二年(一八七九)になると、米価の勝貴が激しくなつたため、政府米の海外輸出はほとんど行なわれず、一三年度においてもわずか二三三〇石が英商E・Bワットソンに委託されてロンドンに輸出されたにすぎなかつた。<sup>(8)</sup>

明治一四年(一八八一)以降は米価が再び低下したので、多量の政府米が海外に輸出された。その輸出高は一五年度分を合わせると二一萬六七〇七石に及び、輸入港は主にハンブルグ・ブレーメン・アムステルダム・ロンドン等であった。ドイツ・オーストリア方面への輸出は主に横浜在留の独商サーケルに委託されたが、ロンドン向けの輸出は三井物産が当つた。<sup>(9)</sup>

明治一六年(一八八三)以後も、二二年(一八八九)までは政府米の輸出が行なわれた。その状況を表示すると第9表のとおりである。輸出先は主として欧州諸港で、収支はともかく、正貨を外貨で獲得する上からは、かなりの役割を果したといえよう。輸出委託商について

第8表 三井物産依頼米一人当依頼高、荷為替高（明治18年）

米 依 頼 高	人 数	荷為替金高	人 数
49俵以下	11名	99円以下	13名
50～99俵	9	100～199円	8
100～199 "	18	200～299 "	9
200～299 "	9	300～399 "	9
300～499 "	10	400～499 "	6
500～999 "	5	500～599 "	5
1000俵以上	1	600～999 "	6
計	63	1,000～2,000 "	7
			63

出所) 第7表に同じ。

第9表 政府米の輸出（常平局廃止後）

年 度	輸出高	輸 出 港	仕 向 地
明治16年 (1883)	116,133 石	主として長崎港	バンブルグ、ブレーメン、フューメ、ロンドン、アムステルダム
17年	282,389	長崎、四日市、神戸、下関	ブレーメン、フューメ、アムステルダム、ロッテルダム、ロンドン、ゼノア、ベニス
18年	35,525	東京、兵庫	欧 州
19年	181,135	長崎、下関、四日市	ブレーメン、アムステルダム、ロッテルダム、ロンドン、リバプール、フューメ
20年	97,734	長崎、下関、四日市	ロンドン、リバプール、アムステルダム、その他ドイツ、ベルギーの諸港、ニューヨーク
21年	392,241	長崎、下関、神戸、四日市	ニューヨーク、ロンドン、アントワープ、ロッテルダム、ブレーメン、ゼノア、ミラノ、フューメ
22年 (1889)	291,343	長崎、神戸、下関	ニューヨーク、ロンドン、アントワープ、ブレーメン、ゼノア、ミラノ

出所) 『明治年間米価調節沿革史』(『明治前期財政経済史料集成』第11巻 678ページ以下)。

は、

以上年々多額ノ輸出米取扱ノ任ニ当リシモノハ最初ハ、イ・ビー・ワットソン、サアケル等ノ外商ナリシモノノ如キモ、後ニハ殆ド全部三井物産会社其他二三ノ本邦商人ノ手ニ帰シ、最早外国商人ノ手ヲ籍ルヲ要セザルニ至レリ<sup>(10)</sup>

と指摘されている。

政府は、準備金の廃止にともない、明治二三年（一八九〇）年三月末日をもつて輸出米制度を廃止した。したがつて、その後は、三井物産でも自らの計算で米の輸出を行なうようになった。明治二三年（一八九〇）中の物産ロンドン支店の輸出米取扱高は一六三万六七四二円<sup>(11)</sup>で、同年のわが国米輸出額一三三万一六三五円<sup>(12)</sup>よりも多い。その理由の詳細は明らかでないが、いざれにせよ、この頃はわが国の米輸出の大部分を三井物産が担当していたとみてよいであろう。

明治二五年（一八九二）から二六年にかけ、三井物産では国内各地の輸出米取扱出張店を廃止したが、その代り二六年に兵庫出張店を支店に復活せしめて、阪神地方における米取扱いの中心店とし、下関支店と並んで輸出米の取引に当らしめた。<sup>(13)</sup>また翌二七年（一八九四）には、輸出米の買付地域を設定して相互の競争を避ける方針をとるとともに、本店に輸出米部を設けて理事上田安三郎を部長兼務とし、その監督及び指揮に当らしめた。稿本『三井物産株式会社沿革史』によれば、明治二七年（一八九四）の三井物産の米取扱額は四三五万五二八一円である。<sup>(14)</sup>これが全部輸出にふり向けられたとすると、二七年のわが国米輸出額五五九万三一五一円<sup>(15)</sup>の七七%を占めることになる。また、その三分の二が物産によって輸出されたとすると、全輸出額の五〇%を、二分の一が輸出されたすると四〇%にあたることになる。

外米の輸入は、本期には未だ多くなかつたが、明治二二年（一八八九）の不作の結果、翌二三年に米価暴騰し、

政府及び民間の手で一八五万石、一二四〇万円のラングーン米・サイゴン米・タイ米等が輸入された。三井物産はその主要な輸入商であるとともに、政府の米輸入に当つても、その重要な取扱商であつた。<sup>(16)</sup>

- (1) 拙著『明治前期経済の分析』増補版三三九ページ。
- (2) 同上書 四六ページ。
- (3) 大蔵省編『明治年間米価調節沿革史』(『明治前期財政経済史料集成』第一一巻六三二一、六三三一ページ)。
- (4) 同上書六一五ページ。
- (5) 同上書六三七ページ。
- (6) 同上書六三九、六四〇ページ。
- (7) 『三井事業史』本篇第二巻一八五ページ。
- (8) 大蔵省編『明治年間米価調節沿革史』(『明治財政経済史料集成』第一一巻六五五ページ)。
- (9) 同上書六五六ページ。
- (10) 同上書 六八〇ページ。
- (11) 明治二十四年十月『物産会社営業実況報告並意見書』(『三井事業史 資料篇三』資料二七)。
- (12) 東洋経済新報社編『日本貿易精覧』。
- (13) (14) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編業務編。
- (15) 東洋経済新報社編『日本貿易精覧』。
- (16) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編業務編。

## 三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第10表 石炭の産出高と輸出高  
(単位・1,000トン)

年次	産出高	輸出高	
		実数	%
明治8年 (1875)	567	204	36.0
9年	545	166	30.5
10年	499	163	32.7
11年	680	206	30.3
12年	858	197	22.9
13年	882	289	32.8
14年	985	297	30.2
15年	929	327	35.2
16年	1,003	393	39.2
17年	1,140	532	46.7
18年	1,294	586	45.3
19年	1,374	674	49.1
20年	1,746	711	40.7
21年	2,023	983	48.6
22年	2,389	1,062	44.5
23年 (1890)	2,628	1,224	46.6

出所) 鉱山懇話会編『日本鉱業発達史』中巻  
172~173ページ。

石炭業は、わが国では、明治前期においては未だ新興産業であった。その産出高と輸出高を比較してみると第10表のとおりで、産出高の三割ないし四割余が輸出にふり向けられ、他は国内で消費されていた。用途別使用高をみると第11表のとおりで、明治一〇年代までは全体の五〇%余が製塩用の燃料として使用された。製塩の中心地は瀬戸内海地方だったの、当時は石炭の主な部分はこの方面に売却されたとみられる。次に重要な用途は船舶用で、輸出された石炭も大部分が船舶用であった。その次は工場用、つづいて鉄道用だが、これらも年を追うに従い次第に増加の傾向にあった。

当時の主要な炭礎は、高島炭礎、三池炭礎、つづいて筑豊炭田、幌内炭礎等であった。まずこれら炭礎の出炭高をみると第12表のとおりである。

これらの炭礎のうち古くから開発されたのは、高島炭礎であった。高島炭礎は佐賀藩の知行地深堀領内にあり、慶応四年(一八六八)にジャーディンマゼソン商会の長崎代理店をしていた英商グラバーと佐賀藩の合弁で開発された。明治六年(一八七三)日本坑法

## 二 石炭

第11表 用途別石炭使用高

年次	船舶用		鉄道用		工場用		製塩用		合計	
	トン数	%	トン数	%	トン数	%	トン数	%	トン数	%
明治19年 (1886)	237,130	27.6	18,306	2.1	146,570	17.1	455,794	53.1	857,800	100.0
20年	251,982	30.3	19,768	2.4	163,804	19.7	394,939	47.6	830,493	100.0
21年	388,998	35.8	26,918	2.5	286,003	26.3	383,779	35.4	1,085,698	100.0
22年	392,944	33.8	44,024	3.8	367,451	31.6	358,872	30.8	1,163,291	100.0
23年 (1890)	460,641	32.2	68,825	4.8	424,091	29.7	476,696	33.3	1,430,253	100.0

出所) 鉱山懇話会編『日本鉱業発達史』中巻 187~188 ページ。

第12表 炭礦別出炭高 (1,000トン)

年次	全出炭高	高島炭礦 出炭高	三池炭礦 出炭高	筑豊5郡 出炭高	幌内炭礦 出炭高
明治13年 (1880)	882	230	118		
14年	985	237	168		
15年	929	254	156		3
16年	1,003	236	158		17
17年	1,140	226	209	278	31
18年	1,294	258	248	310	36
19年	1,374	270	277	310	51
20年	1,746	302	317	410	62
21年	2,023	306	368	551	89
22年	2,389	265	462	670	87
23年 (1890)	2,628	238	487	780	

出所) 全出炭高……鉱山懇話会編『日本鉱業発達史』中巻 172~173 ページ。

高島炭礦出炭高……『三菱鉱業社史』63 ページ。

三池炭礦出炭高……高野江基太郎『三池炭礦誌』(明治31年刊) 36 ページ。

筑豊5郡出炭高……高村直助「筑豊炭鉱業の台頭」(高村直助編『企業勃興』140 ページ。)

幌内炭礦出炭高……隅谷三喜男『日本石炭産業分析』267 ページ。

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第13表 三池炭の販売（単位トン）

年 次	輸 出				内地壳	合計(B)	A/B(%)
	上 海	香 港	その他の	計(A)			
明治10年 (1877)	2,675	—	—	2,675	56,136	58,811	4.5
11年	9,814	—	—	9,814	97,151	106,965	9.2
12年	58,389	—	4,483	62,872	81,986	144,858	43.4
13年	63,665	—	6,571	70,236	92,960	163,196	43.0
14年	69,064	2,925	7,579	79,568	88,487	168,005	47.4
15年	70,656	3,851	—	74,507	61,530	136,037	54.8
16年	82,254	28,099	8,651	119,004	79,268	198,272	60.0
17年	86,265	51,679	10,763	148,707	95,452	244,159	60.9
18年	45,592	65,357	17,452	128,401	50,037	178,438	72.0
19年 (1886)	61,265	110,583	11,844	183,692	99,517	283,209	64.9

出所）稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編、業務編。

が制定され、翌七年同礦は明治政府の官有となつたが、同年一月土佐出身の後藤象二郎に払い下げられた。だが、後藤はジャーディンマゼソン商会から払い下げ金を借り入れ、その後もその借財が拡大したため、ジャーディンの高島炭礦に対する実質的支配が続いた。そこで明治一四年（一八八二）四月、福沢諭吉の斡旋により同礦は後藤から三菱の岩崎弥太郎が買収した。買収価格九七万一千七五円とされている。<sup>(1)</sup> その後高島炭礦の開発は進み、その産炭の多くは上海・香港方面に輸送・販売され、三菱社に多額の利益を齎らした。だが、その販売に当つたのは、依然主としてジャーディンマゼソンなどの外商であつた。

三池炭礦は筑後国三池郡にあり、江戸時代には三池藩と柳川藩によつて経営されたが、明治六年（一八七三）に工部省の管轄下に入つた。当時は産炭高もなく、その多くは瀬戸内海などの製塩用に供するにすぎなかつた。同八年（一八七五）八月技師エミール・ムーゼの調査によりその石炭の優秀性が判明してから、政府もようやく官営の方針をかためた。その頃三井物産会社が設立され、工部卿伊藤博文らのはからいで、三池炭の販売は三井物産に一手に委託されることとなつた。明治九年（一八七六）に締結された「三池石炭

第14表 売先別三池炭販売高  
(明治20年(1887))

	売先	数量	%
海外	上海港	67,438	20.5
	香港	123,589	37.5
	シンガポール	18,456	5.6
	汕頭	8,101	2.5
	その他	1,879	0.6
	計	219,463	66.7
国内	池崎	53,661	16.3
	崎津	15,278	4.6
	原京	19,496	5.9
	阪庫	13,220	4.0
	本ノ	1,750	0.5
	島東	865	0.3
	大兵	5,398	1.7
	熊	42	0.0
	計	109,710	33.3
	合計	329,173	100.0

出所)『稿本 三井物産株式会社 100年史 上』117  
ページ。

とおりで、その海外輸出は次第に増大し、明治一〇年代後半から二〇年にかけ全販売高の六割ないし七割が上海・香港その他への輸出高であった。その頃高島炭も先記したように多くが上海・香港方面に輸出された。第15表A・Bは高島・三池両炭のこの方面への輸出状況を示したものである。A・B両表の数字には若干の相違があるが、この両表によつて当時高島炭と三池炭が上海・香港両市場において激しい競争を展開していたこと、市場の中心が明治一〇年代末から二〇年代にかけ上海から香港に移行したこと等を知ることができる。

明治二一年(一八八八)八月、三池炭礎の払い下げが行われ、入札の結果四五五万五〇〇〇円の高値で三井系の佐々木八郎に落札、三井組のものとなつた。同礎の経営はその後一時困難な局面に遭遇したこともあつたが、明治二五、六

「壳捌方条約書」によると、三井物産は手数料として売上高の二・五%、ほかに借庫、藏船なども鉱山寮から供与され、運賃・海上保険料・荷揚人足賃などの直接的販売経費も鉱山寮の負担となつていた。なお、石炭の海外販売代金はすべて為替を以て横浜に廻送して東京鉱山寮に納入し、その間洋銀を日本円に交換するなどのことをしてはならないとされていた。これによつて、明治政府の三池炭輸出の主な狙いが海外における正貨の獲得にあつたことが知られる。<sup>(2)</sup> 三池炭の販路別販売高をみると第13表・第14表の

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第15A表 上海輸入先別石炭輸入高（単位トン）

年次 輸入先	明治9 (1876)	13	14	15	16	17	18	19	明治20 (1887)
オーストラリア	34,098	16,651	36,393	30,121	20,428	15,476	23,056	21,177	22,807
欧米	14,551	7,406	12,374	7,758	3,392	11,870	7,448	3,253	744
中国(開平)							1,014	3,500	8,128
台湾	15,490	10,944	11,153	14,640	11,514	14,733	1,091	6,816	5,443
日本	高島 三池 幌内 その他 小計 (A)	26,390 3,000 58,965 54,300 148,013	45,511 56,265 88,510 41,637 152,194	54,292 53,860 48,116 53,590 171,074	28,966 70,740 72,142 142,943 185,340	40,968 79,514 90,775 185,340 214,870	42,458 44,581 210,056 214,870 244,802	63,784 48,951 92,381 231,412 268,534	83,287 54,688 4,940 10,010 83,427
	計(B)	147,824	183,314	212,114	223,594	178,337	233,427	249,506	244,802
	A/B (%)	5.6	80.7	71.8	76.5	80.2	79.4	86.2	85.8
									86.2

出所) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』186ページ。

注) 計の合わないものもそのままにす。

年から漸次隆盛となつた。払い下げ後の三池炭の販売高をみると第16表・第17表のとおりで、引続き全体の六割ないし六割五分が上海・香港等の海外に輸出されたことが知られる。なお、明治二三年（一八九〇）の三井物産会社営業実況報告に上ると、同年同社の石炭取扱高は二三三二万九千円余に及び、米（四七六万二千円）、「肥料・魚油・海産物」（二六四万七千円）に次ぎ第三位の取扱品であった。<sup>(3)</sup>

一方、高島炭礎の方は鉱脈が貧弱だつたこともあつて、出炭高も明治二一年（一八八八）の三〇万六〇〇〇トンを頂点に以後次第に減少した（前掲第12表参照）。そこで三菱では、三井に対抗して三池炭礎の入札に加わつたが失敗したので、新興の筑豊炭田への進出をはかつた。そして明治二三年（一八八九）、三菱では元海軍卿川村純義名義の中山・植木両炭坑を譲り受けたのを手はじめに、同年中に新入炭坑、鰐田炭坑を、翌二三年には礁井炭坑入手し、次第に筑豊炭田の經營に力を入れるにいたつた。<sup>(4)</sup>それとともに、一二二年には芦屋・若松・直方に三菱炭坑出張所が設けられて筑豊炭の売買を担当し、下関にも炭坑出張所がおかれた。<sup>(5)</sup>

第 15B 表 高島炭・三池炭海外販売高

年 次	全海外販売高		上海販売高		香港販売高	
	高島炭	三池炭	高島炭	三池炭	高島炭	三池炭
明治15年 (1882)	トン 64,252	トン 74,209	トン 57,957 (90.2)	トン 70,358 (94.8)	トン 4,240 ( 6.5)	トン 3,851 ( 5.2)
16年	151,566	119,003	41,617 (27.4)	82,253 (69.1)	82,041 (54.1)	28,098 (23.6)
17年	124,089	148,706	44,255 (35.6)	86,265 (58.0)	69,229 (55.8)	51,678 (34.7)
18年	133,562	128,400	44,908 (33.6)	45,593 (35.5)	67,802 (50.7)	65,356 (50.9)
19年	183,676	183,692	67,933 (37.0)	61,264 (33.3)	93,250 (50.7)	110,583 (60.2)
20年 (1887)	228,496	219,462	86,551 (37.6)	67,438 (30.7)	113,610 (57.0)	123,589 (56.3)

出所) 三菱鉱業セメント株式会社『高島炭礦史』105 ページ。

注) 高島炭の明治15年分は明治14年4月～明治15年6月の数値。

当時はいまだ筑豊炭の大部分は国内で消費されたが、海外輸出も開始されようとしていた。明治一八年(一八八五)八月、吉田千足なる者が門司に石炭輸出手会社を設立、帆足義方経営の筑豊炭の上海輸出を企図したが、不成功に終つた。<sup>(6)</sup>が、同年一二月には、若松に本店をもつ広炭商店が三井物産会社と特約を結んで筑豊炭の海外輸出に乗り出した。その際広炭商店社長広岡信五郎(代理浅)、同副長吉田千足と三井物産会社社長益田孝との間に取交わされた全一六条からなる販売約定書が残されてゐる。<sup>(7)</sup>ここでは、この約定書中とくに重要な点をあげると次のとおりである。

- 一 広炭商店は筑豊炭の海外輸出をすべて三井物産会社に依頼する。
- 二 広炭商店で荷為換金を必要とするときは、三井物産上海支店は売上金の人割までの金額を前貸する。
- 三 石炭は広炭商店が日本郵船会社から借り入れた汽船越中丸で運搬する。

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第 16 表 三池炭販売高

年 次	輸 出 高		国内販売高		合 計
	数 量	%	数 量	%	
明治22年 (1889)	242,834 トン	63.1	142,257 トン	36.9	385,091 トン
23年	287,165	62.6	171,594	37.4	458,759
24年	314,972	65.0	169,853	35.0	484,825
25年	311,906	61.2	197,343	38.8	509,249
26年 (1893)	429,864	66.8	213,256	33.2	643,120

出所) 『稿本 三井物産株式会社 100 年史 上』 129 ページ。

第 17 表 三池炭輸出高

年 次	上 海	香 港	シンガポール	その他
明治22年 (1889)	103,823 トン	99,185 トン	18,073 トン	21,753 トン
23年	92,368	133,499	31,783	29,515
24年	89,289	174,905	28,441	22,337
25年	83,299	162,457	41,668	24,482
明治26年 (1893)	100,298	225,415	69,540	34,611

出所) 『稿本 三井物産株式会社 100 年史 上』 129 ページ。

四 広炭商店は三井物産会社に販売手数料として売上代金の二分五厘を支払う。

こうした約定に基き、明治一九年（一八八六）一月頃から三井物産上海支店は、広炭商店によつて日本郵船の越中丸で運搬された筑豊炭の輸出を開始した。その際、広炭商店は、三井物産上海支店から屢々荷為換金の前借をしている。三井文庫にはその時の借用証文が保存されているので、その一、三を示すと次のとおりである。<sup>(8)</sup>

証

一 金弐千円也

右者兼而約定ニ相成居候清国上海三井物産会社送り石炭荷為換借用金越中丸積之分正ニ受取候也

明治十九年二月十五日

広炭商店

吉田千足㊞

三井物産会社

益田孝殿

証

一 金弐千円也

右者兼テ約定ニ相成居候清国上海三井物産会社送り石炭荷為換借用金本年五月二日汽船越中丸積之分正ニ受取候也

広炭商店支配人

明治十九年五月二日

本山一箕㊞

三井物産会社

益田孝殿

証

一金弐千參百圓也

右者兼テ約定ニ相成候清国上海三井物産会社送り石炭荷為換借用金本年五月廿七日汽船越中丸積之分正ニ受取候也

豊前国企救郡門司湊

広炭商店

吉田千足印

明治十九年五月廿七日

三井物産会社

益田孝殿

ところが、一九年（一八八六）下期になると、広炭商店と三井物産上海支店との間の取引も順調に進まなくなつたようで、荷為換借用証文も残つていてない。そして一九年八月には、広炭商店の吉田千足らによつて別に日本石炭会社（本社東京・支店門司）が設立され、三井物産会社との間に筑豊炭の輸出につき次のような約定が結ばれている。<sup>(9)</sup>

海外ニ於テ石炭販売ニ関スル約定書

日本石炭会社取扱ノ石炭海外ニ於テ売捌方ヲ三井物産会社ニ依頼スル為メ両会社ノ間ニ約定ヲ取結ブコト左ノ如シ  
第一条 日本石炭会社ハ筑前豊前石炭ヲ清国沿海ノ諸港へ輸出シ彼ノ地ニ於テ直接ニ販売スル事ニ決定シ其販売取扱ヲ明治十九年八月ヨリ同式拾四年七月迄満五ヶ年間三井物産会社ヘ一切依託ス

第二条 前条ノ如ク清国ニ於テ直接ニ販売スルニ付テハ価格ノ如何ニ不拘海外へ輸出スルモノト認メタル買人へハ内地ニ在リテ売却セサルヘク如此買人アリシ時ハ直チニ三井物産会社へ照会シ海外販路之妨害ヲ釀シ不申様取扱ハシムヘン

第三条 三井物産会社ハ此販売方ヲ引受ルニ付テハ専ラ依托者ノ為メニ注意シ正寔ニ勉励シテ売捌ヲナスベシ

第四条 清国沿海ノ諸港ニ於テ販売スヘキ価格ハ預メ日本石炭会社へ通報シ置キ可成的高価ニ販売スルコトヲ勉ムヘシ。若シ

日本石炭会社ニ於テ其時価満足セサルトキハ速ニ指直ヲ申送ル可シ

第五条 海外ニ於テ期限ヲ定メ売約定ヲナストキハ受渡期限及価格等ハ必ス日本石炭会社ノ承允ヲ受クベシ

第六条 船渡ニテ売却ノ分ハ除之陸揚シテ貯藏スル石炭ノ運賃其他経費ノ立換金ニ對シテハ相当ノ利子ヲ附スベシ

第七条 石炭運漕及ヒ販売ニ關スル諸経費ハ可成的節減シ給テ実費ヲ以テ計算スヘシ

第八条 売揚代金ハ受領次第諸経費ヲ引去リ遅滯ナク残金直ニ為替ニテ日本石炭会社へ送附スベシ

第九条 三井物産会社海外支店ヨリ日本石炭会社へ直接ニ毎週船便ニ怠ナク市場ノ景況等詳細ニ報告スベシ

第十一条 三井物産会社海外支店ニ於テハ特ニ日本石炭会社送炭ノ販売帳簿備へ置キ簡明正確ニ帳記シ日本石炭会社出張員ハ何

時ニテモ検閲スルヲ得ヘシ

第十二条 海外ニ於テ石炭販売ノ手数料トシテ日本石炭会社ハ三井物産会社へ壳捌代金惣額ノ弐分五厘ヲ支払フベシ

第十三条 此約定ハ双方ノ都合ニ依リ満期ニ至ルモ尚継続スル事アルヘシ

右之条々ヲ約定セシ証トシテ此証書式通ヲ製シ各自記名調印ノ之上交付致候モノ也

明治十九年八月四日 日本石炭会社

社長 吉田千足(印)

三井物産会社

社長 益田孝仰(印)

ちなみに、日本石炭会社の社長吉田千足は広炭商店の副長で、筑豊炭輸出の中心人物。広炭商店の総長広岡信五郎は日本石炭会社の取締役であった。<sup>(10)</sup> なお日本石炭会社は、明治一九年四月五日付広岡信五郎から三井物産勘定方宛の書簡に「右上海送り石炭事務之儀ハ先年石炭会社創立之際夫々該社へ引続キ候義にて總て同人（吉田千足……筆者）ニ於テ處理可致筈ニ御座候」<sup>(11)</sup> とあり、また明治二一年（一八八八）八月二五日付広岡浅（広岡信五郎代理）から三井養之助宛の書簡にも「元來広炭商店ハ當方ト吉田千足トノ合商ニテ既ニ御定約之節貴社々長ヨリ御尋ニ付其由申上置候。其後石炭会社ニ相成之節右約定ヲ其儘引継、同社ト貴社ト御約定相成」<sup>(12)</sup> 云々とあるところからも知られるように、不振となつた広炭商店の石炭販売業務を引継ぐために設立されたものであつた。

一方、明治一九年後半以後、広炭商店と三井物産との取引は順調に進まず、三井物産に対する支払いも次第に停滞し、二〇年（一八八七）六月にはその滯金が次記のよう二二二八円余に及んだ。<sup>(13)</sup>

越中丸積上海送筑前石炭代金差引勘定書

- 一 金七百貳拾九円拾壹錢貳厘
- 本年一月十一日附勘定書不足高
- 一 金千三百九拾八円九拾壹錢四厘

第一回壳揚勘定内、貸金引出不足勘定書ノ通り

締金貳千百貳拾八円〇貳錢六厘

右之入金額差引不足ニ相成候ニ付早々御払込相成度候也  
明治二十年六月十七日

広炭商店御中

この未払金の支払いは結局広岡・吉田の両名が分担したようであるが、広炭商店又は日本石炭会社と三井物産とによる筑豊炭の輸出は、その後はほとんど進展しなかつたとみられる。こうしたことがあつたためか、この方面的炭坑主からの輸出依頼に対しては、三井物産は以後消極的となつた。その点については、明治二十四年一〇月の「物産会社営業実況報告并意見書」に次のように記されている。

「但下ノ関、若松ニ於テハ從来炭坑主ヨリ石炭ノ依託販売ヲ依頼サレシコト往々アリシモ、常ニ之レヲ謝絶シタリ、其理由トル所ハ、是等炭坑主ハ余リ信用ヲ措クヘキモノナシ、然ルニ依託販売ヲ引受ルトキハ自然坑業ニ対シ貸金ヲ為ス事トナルヲ以テナリ。故ニ断然人ノ為メニ壳捌ヲ勤メズ、我カ各支店ノ注文品ヲ買入ル場所トセリ。今回貝島太郎氏ノ石炭及田川金田炭坑ノ石炭依託販売ヲ引受ケタレトモ、是レハ特別ニシテ決シテ他ノ例トナスベキニ非ラザルヲ以テ、他ノ依託販売ヲ引受クルハ断念スルヲ良トス」<sup>(14)</sup>

開発のおくれた北海道の幌内炭礎も、明治一五年（一八八二）頃から石炭の販売をするようになった。同年一一月、幌内炭礎を管轄していた工部省は、同礎石炭販売の取扱いを小室信大、伊集院兼常、小川又蔵、松岡譲、松本重太郎に命じ、この五名との間に次のような販売約定書を結んでいる。<sup>(15)</sup>

今般工部省所轄北海道石狩国幌内並後志國茅沼石炭販売ノ取扱ヲ小室信夫、伊集院兼常、小川又蔵、松岡譲ヘ命セラレタルヲ以テ右四名及松本重太郎ノ間ニ約定ヲ結ブ左ノ如シ

第七条

石炭販売取扱ヒ方ハ工部省ノ命令書ヲ遵奉シ都テ不都合ナク取扱ヲ為ス可シ

第八条

石炭販売取扱之為メ小樽箱館等ニ於テ殊更開店ヲ為スカ又ハ便宜代理店ヲ立、之ヘ依託スルカ社中協議ニ因リ決定スヘシ

第九条

前条ノ如ク開店スルニ當リテハ社中ノ協議ニ拠リ更ニ之カ主任者ヲ擇任スベシ、若シ又代理店ニ依託スルニ於テハ社中ヨリ人撰シテ監督者ヲ置キ其取扱ヲ監督セシム可シ

第十条

總テ此業務ニ關シ社中ヘ稟議シ又通信報告ヲ為ス等ハ前条主任者又ハ監督者ニ於テ之ヲ取扱フ可シ

第十一条

社中損益計算ハ毎年六月十二月ノ兩度トス

第十二条

社中損益負担ノ割合ハ伊集院兼常十分ノ三小川又藏小室信夫松岡譲各十分ノ二松本重太郎十分ノ一ノ負担タルベシ

第十三条

此約定ノ期限ハ此取扱ヲ継続スル間トシ、取扱ヲ免セラル、ニ於テハ即チ此約定ハ廢滅タル可シ

第十四条

約定期限中脱社ヲ請フモノアルトキハ社中ノ協議ニ非ザレバ之ヲ許サズ

第十五条

此五名ノ外ニ組合ヲ増シ又ハ組合ノモノノ承諾ナキニ自己ノ権利ヲ組合外ノモノヘ譲渡スルヲ許サズ

第十条

社中ニ異議ヲ生シタル時ハ可相成仲裁人ヲ立て之ヲ仲裁ニ仰クベシ

右之条々ヲ約定シ此書五通ヲ製シ五名之者此レニ姓名ヲ自記シ鈴印ス

明治十五年十一月

この約定書によると、右の五名は協議の上石炭販売のための店を小樽・函館等に開くか、又は代理店を設けそれに依托するかすることになつてゐるが、實際は代理店として「壳炭組」が設けられ、それに依托した。その壳炭組の中心だったのが三井物産で、この頃の幌内炭の重要な部分は三井物産によつて取扱われたようである。<sup>(16)</sup> 明治一七年（一八八四）四月二二日の「各地回送石炭明細調」には三井物産回送分が次のよう記されている。

八千六百五十六円九十銭九厘 幌内石炭一千一百七十九屯四分四厘

是ハ函館三井物産会社三月一日越戸

三千二百六十七円八厘 幌内石炭五百屯

是ハ東京三井物産会社へ回送有之候分

だが、当時は全体としては幌内炭の販売高は未だ少なく、明治一七年（一八八四）一〇月の山内事務所長の報告にも「幌内炭礮ノ儀……目下ノ形況尚手配ヲ尽スモ一ヶ年ノ壳炭高弐万噸乃至參万噸ニ過キ申間敷」云々と指摘されている。<sup>(17)</sup> しかし、その後幌内炭の産出量も次第に増大した。そのこともあって、明治一八年（一八八五）七月以降海外輸出と

特殊大口私下は炭礦事務所が直接取扱い、道内外の国内販売を民間に委託することになった。その結果、小室信夫らとの販売約定も次のように変更された。<sup>(18)</sup>

小室信夫

伊集院兼常

松岡譲

小川又藏

幌内石炭壳捌方申付ニ付左ノ条々遵守可致候事

第一条

幌内石炭壳捌方ハ明治十八年七月一日ヨリ向八ヶ年間委託ス

但本局及炭礦鐵道事務所ニ於テ直接私下若クハ外国輸出ノ分ハ此限ニアラス

第二条

石炭ハ年々販売スル噸数并原価ヲ定メ札幌于宮両所ニ於テ下渡スモノトス、其壳捌ニ要スル運賃其他ノ費用ハ予算書ヲ製シ炭礦鐵道事務所ノ認可ヲ受クベシ

○第三条以下省略

右農商務卿ノ認可ヲ得テ命令候事

明治十八年六月一日

北海道事業管理局長代理

農商務大書記官鈴木大亮

第18表 品内炭壳捌状況（明治18年7月～19年2月）

炭種	トン数	価格	売捌地
塊炭	トン 232.5	円 315.48	幌内
塊炭	106.0	274.68	札幌
粉炭	170.0	42.10	"
小計		316.78	"
塊炭	9,976.5	33,212.80	手宮
粉炭	463.5	438.41	"
小計		33,651.21	"
塊炭	13,326.3	73,584.47	函館
"	3.0	16.20	東京
"	291.5	2,059.16	横浜
"	108.7	672.31	直江津
"	1,617.0	9,447.95	露領ペトロ ボロースキ
"	775.0	2,597.80	上海 ウォルシユ ホール商会
"	1,388.0	7,768.69	横浜へ委託
塊炭	27,824.5	129,949.54	
粉炭	633.5	480.51	
計		130,430.05	

出所) 田中修『日本資本主義と北海道』196ページ。原資料は北海道所蔵「旧炭礦鐵道事務所引継書類」。

この改正の結果、小室信夫らの依託により幌内炭の国内販売を取扱つたのもやはり主に三井物産であったが、のち函館の売捌人が北海道共同商会に指定されたため、三井物産は手宮・札幌の売捌権を得て道内及び本州方面の販売に従事した。<sup>(19)</sup>

一方、海外輸出が米国のウォルシユホール商会によつて行われたことは、第18表からも明らかであるが、英國のジャーデン・マゼソン商会や三井物産もこの頃から上海香港方面への幌内炭輸出に参与していたことは、次史料からも知ることができる。<sup>(20)</sup>

#### 約定書

今般拙者横浜英商番則チ「マヂソン」商会へ  
依頼シ別紙同商會ヨリ請取候約定書之通り雇入候英國汽船ストレサベレー号ヲ以テ貴殿ト示談之上幌内石炭上海香港工運送ヲ

引請候ニ付左之条々ヲ約定ス  
一 上海香港トモ各引渡シタル石炭壹噸ニ付運送貨壹円六拾錢ニテ引受可申事

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

一 上海香港工航海之數ハ三ヶ月間四航海之見込ナリト雖モ或ハ三航海又ハ五航海ニ相成共此約定セシ日ヨリ參ケ月ニ満ルト  
キ此約定ヲ解キ可申事

一 石炭積込積卸シハ其ノ港普通習慣通り速カニ取斗可申（則チクイツキデスパツチ）若シ貴殿ノ都合ニヨリ故ナク碇泊セシ  
ムル時ハ壹日戸百円ノ滞船料ヲ申請候事

一 運賃ハ本船上海又ハ香港へ着港毎ニ怡和商会へ払込被下度事  
右約定致候處寔正也 仍而約定書差入置候處如件

明治十九年十一月廿六日

京橋区弓町廿一番地

下村商会

下村広畠印

三井物産会社

益田孝殿

- (1) 三菱鉱業セメント株式会社編『高島炭礮史』三七ページ。
- (2) 『三井事業史』本篇第二巻「五一一一五六ページ。
- (3) 『稿本三井物産株式会社一〇〇年史上』八四ページ。
- (4) 『筑豊石炭鉱業史年表』一五二一一五三ページ。
- (5) 『三菱鉱業社史』七三一八一ページ。  
三島康雄『三菱財閥』二六五ページ。  
田中定三『立業貿易録』一三ページ。

三島康雄、前掲書)一八七ページ。

(6) 『筑豊石炭鉱業史年表』一三五ページ。

(7) 『広炭商店(筑豊炭壳捌)』(三井文庫所蔵史料 物産二三五)

(8) 『広炭商店(筑豊炭壳捌)』(三井文庫所蔵史料 物産二三五)所収

(9) 『石炭壳捌 下村商会 峴内石炭 日本石炭 麻生太吉 蘇我健次郎 玉城炭鉱』(三井文庫所蔵史料 物産二三六)

(10) 『筑豊石炭鉱業史年表』一四〇ページ。

(11)(12)(13) 『広炭商店(筑豊炭壳捌)』(三井文庫所蔵史料 物産二三五)

(14) 『三井事業史』資料篇三 二二七~二二八ページ。

(15) 『石炭壳捌 下村商会 峴内石炭 日本石炭 麻生太吉 蘇我健次郎 玉城炭鉱』(三井文庫所蔵史料 物産二三六)

(16) 田中修『日本資本主義と北海道』二一一ページ。

(17) 田中修 前掲書 一九六ページ。

(18) 『石炭壳捌 下村商会 峴内石炭 日本石炭 麻生太吉 蘇我健次郎 玉城炭鉱』(三井文庫所蔵史料 物産二三六)

(19) 田中修 前掲書 一八四ページ。

(20) 『石炭壳捌 下村商会 峴内石炭 日本石炭 麻生太吉 蘇我健次郎 玉城炭鉱』(三井文庫所蔵史料 物産二三六)

### 三 鯫粕その他海産物

日本農業の発展にとって非常に重要な肥料の中心は、明治前期にあつては、魚肥ことに鯫粕であつた。三井物産が鯫粕をはじめ胴鰯・鮭鱈・昆布等の北海道海産物を本格的に取扱うようになつたのは、明治二一年(一八七八)頃からである。その年、三井物産と伊勢四日市の久住五右衛門との間に北海道魚粕取扱いの商談がまとまり、<sup>(1)</sup>物産の遠藤大

三郎が北海道に派遣された。当時の模様を遠藤はその『穀肥商売之回顧』（昭和二年刊）において次のように述べている。

明治十一年秋ニ北海道ニ商圏ヲ伸バスコトニナリ私ハ札幌、小樽方面ニ派遣セラルコトニナツタ。船便デ荻ノ浜ヲ経テ函館ニ渡リ函館カラ渡島半島ヲ横断シテ森ニ出デ森ヨリ室蘭迄船便、室蘭ヨリ札幌迄ハ馬背ニヨリ苦小牧外一箇所途中ニ泊シテ漸ク札幌ニ入ルト云フ不便サデアル。當時己ニ札幌ニハ開拓使御用ノニ井銀行支店ガアツテ金融其他後援ヲ受クルコトガ出来タ。私ハ小樽ノ廻船問屋牧口徳太郎方（越後荒浜ノ資産家）ヲ根城トシテ五十集物並ニ肥料、魚糞ノ仕入ニ当ツタ。冬ニ渡来シテ夏ヲ過シ、秋口ニ函館ニ引揚ゲル慣ハシデ、出廻ハリ品ヲ仕入レル側ラ隨分青田ヲ買ウコトモアル。前渡金ハ七掛位、不幸不作ノ年ハ買約ハ御流レトナリ貸シタ金丈ケヲ取返シテ引退ルノハ止ヲ得ヌコトセラレタ。併シ其反面ニハ隨分甘味アル商内モ出来タノデアル。

仕入品ノ販売ハ地場壳モヤリ、船積モヤツタ。魚糞ヲ東京ニ送ルニハ工部省附屬ノ帆船ヲ利用シタ。此船ハ釜石揚ノ石炭並ニ釜石鉄礮運搬用ノ帆船デ北海道ニ回航シ東京行ノ積荷ヲ取ツタモノ<sup>(2)</sup>デアル。

だが、明治一〇年代に鰯肥その他北海道産物が多く移出されたのは、東京・東海方面ではなく、青森から下関にいたる日本海に面する諸港と下関から大阪にいたる瀬戸内海内の諸港であった。この時代は、帆船が主体だったので、日本海航路が太平洋航路にくらべ、比較的の危険がすくなかつたからである。当時は、青森から酒田・新潟・直江津等にいたる裏日本の諸港には、北海道から多くの身欠鰯・塩鮭鱈等が移出され、米・酒等が移入された。滑川から伏木・敦賀等にいたる北陸諸港には、北海道から胴鰯・筍目鰯等の鰯肥料が多く移出され、代りに米・木綿・筵繩等が移入された。下関・広島・高松・兵庫・大阪等の瀬戸内海諸港には、大量の鰯粕が移出され、木綿・塩・砂糖等が移入された。

当時これらを担当したのは、主に五〇〇石積ないし一〇〇〇石積の和船、とくに北前船と称する帆船であった。その船の持主の多くは、輸送のみでなく移出入品の取引をも兼営する商人で、その中には数隻ないし一〇隻余の船

を所有し、大きな取引をしたものもいた。越中の馬場道久、加賀の広瀬三郎、同じく加賀の大冢七平、同じく浜中八三郎、越前の右近権左衛門など、いわゆる五大北前船主と称せられた豪商が中心であつた。<sup>(3)</sup>

これに対し、北海道海産物の東京・東海方面への移出は、当時はあまり多くなかつた。その移出拡大に大きな役割を演じたのは、三井物産である。三井物産が本格的に北海道海産物の移出を始めたのは、前記のように明治一一年頃であったが、一三年（一八八〇）には函館店が支店に昇格し、その後小樽・札幌などにも出張店が設けられた。また一四年頃からは、開拓使へ租税として現物で納められた鮪粕などの海産物を入札によつて払い下げを受け、東京へ廻送した。<sup>(4)</sup>漁業者などから買付けるための資金は、三井銀行札幌支店から融通を受けた。鮪粕をはじめ胴鰯・塩鮭鱈が多くたが、時には昆布の仕入れもした。輸送には、帆船が使われたが、汽船も次第に用いられるようになつた。東京に回送された製品は、物産本店内の肥料方が中心となつて地場売ないし地方売につとめた。地場売の相手は主に深川の肥料問屋、地方売の主要な販路は伊勢湾沿岸で、殊に半田の萬三商会（小栗三郎）は最も有力な購入者だったという。<sup>(5)</sup>伊勢湾から米を積んで東京湾に入港する帆船の帰り便を利用して魚肥を積み出したが、そのうち函館などから直接伊勢湾に向う船も出てきた。

明治一四年（一八八一）から一七年にいたる松方デフレ期にあつても、函館・小樽の三井物産は、現地の漁業者に仕込資金を貸与して漁獲品を買占める方法で鮪粕その他の取扱高を増大するよう努めた。そうした過程で、三井物産と北海道の大漁業家栖原角兵衛との間に、仕込関係が結ばれるにいたつたのである。

栖原角兵衛は、当時藤野喜兵衛とならんで北海道で一、二を争う漁場持であり、大漁業家であつた。『北海道漁業志稿』には、明治二年（一八八八）頃の栖原について、所有の海産乾場（天塩国）七万五〇〇坪、家屋倉庫四二〇棟、漁船四四四艘、漁網一八五統、使用漁夫一五四八名に及んだと記されている。<sup>(6)</sup>これは明治二年頃のことである。一〇年代

にはこれほどではなかつたであろうが、それにしても大漁業家であつた。その栖原が、明治一七年（一八八四）の経済不況に加えて同家の総代理人栖原小右衛門が重大な「不始末」をひきおこしたため、借財増大し、経営がいつきよに悪化した。<sup>(7)</sup>そのため、栖原角兵衛は三井物産に救済を乞い、物産もそれに応じて明治一八年（一八八五）五月、栖原との間に天塩国<sup>(8)</sup>の漁場を対象に次のような内容の契約を結ぶにいたつた。

一 栖原は塩鮭鱈東京輸入高の三分の一の売捌を三井物産に依頼する。

二 鰯粕・胴鰯・身欠鰯・鰯鰓・昆布等の東京入荷分は全部その売捌を三井物産に依頼する。

三 函館輸入の海産物の売捌もすべて物産函館支店に依頼する。

四 以上の売捌依頼の代りに三井物産は金壱万円までを栖原に貸与する。

五 右の借用金は売捌委託代金中から返済する。

さらに栖原は、一八年八月～九月に、天塩国留萌部の海産乾場・宅地・家屋・漁場・漁船・漁具等を一時物産に売却し、それをそのまま買主から借り受けけるという条件で、物産から計五万円余の資金を融通されている。<sup>(9)</sup>ついで一九年（一八八六）一月には、栖原角兵衛は千島国<sup>(10)</sup>択捉島漁場を対象に次のような内容の契約を物産函館支店長松岡譲との間に締結した。

一、栖原は択捉島漁場で収獲した海産物の販売をすべて三井物産に委託する。

二、三井物産は各漁場の仕込金をすべて栖原に貸与する。

三、栖原は各漁場の仕込品のすべてを三井物産から購入する。

さらに二一年八月には、天塩国增毛・留萌・苦前三郡の栖原漁場についても、右の択捉島漁場と同様の契約が締結された。<sup>(11)</sup>

かくて、三井物産と栖原との間には、漁業資金の貸付と漁獲物の買占めを内容とする、いわゆる仕込関係が全面的に成立したのである。

ここで、明治一九年（一八八六）の栖原漁場（増毛・留萌及び択捉島）の漁獲高をみると、鰯粕と塩鮭鱈だけで三万三五二四石（鰯粕六、五三五石、塩鮭鱈二万六、九八九石）、一一万六、八六五円に及んでいた。<sup>(12)</sup> 今や、その大部分を三井物産が取扱うに至つたのであるから、同社の北海道海産物の取扱高はこの頃から急増したとみられる。その後も栖原の漁獲売上高は二〇年（一八八七）二一万〇七三〇円、二一年（一三万二〇七六円と増大したのであるから、<sup>(13)</sup> 物産の取扱高もふえ、利益も増進した。物産肥料方の利益は一八年五、九五二円、一九年一万一、四〇五円、二〇年一万四、二一八円と急増している。<sup>(14)</sup>

一方、栖原の収得も増加したが、栖原は経営の合理化をはかり、借入金の返済につとめるというよりもむしろ余力を経営の拡大にふり向けていた。明治二〇年（一八八七）には栖原は、三井物産名義で汽船函館丸及び通済丸を購入し、千島紗那罐詰工場の払い下げを受けている。<sup>(15)</sup> そのためもあって支出は増大し、物産からの借入金も一九年末七万一、〇九六円、二〇年末一〇万九、五一七円、二一年末一四万二、八六四円と増加した。<sup>(16)</sup>

他方、鰯粕をはじめとする北海道海産物はこの頃までには三井物産のなかでも重要取扱品となつた。とくに栖原との関係が密接になるにしたがい、急激にその取扱高が増加した。明治二三年（一八九〇）には物産函館支店の「栖原海産物」取扱高は三三万五、四七九円に達し、小樽支店の取扱高もふえた。<sup>(17)</sup> 東京本店肥料掛ばかりでなく、大阪支店、兵庫支店の鰯粕取扱高も増大した。明治二十四年一〇月の益田孝の「物産会社営業実況報告書並意見書」は、この点につき次のように記している。

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第19表 明治27年(1894) 柄原漁場収支

収入	円 錢	
122,775.74	27年 拙捉鮓鮭其他壳揚收入高	
38,592.54	拙捉鮓鮭罐詰所製造品壳揚收入高	
79,824.20	留萌增毛力屋ニテ鯵鮭收穫壳揚收入高	
39,932.75	27年中仕込品ノ内増毛留萌米塩其他持越残品	
28,967.99	27年中拙捉各場所米塩其他持越品ノ代価	
6,070.71	同罐詰製造所鐵力罐其外物品代	
14,294.00	拙捉高城重吉ヘ仕込貸金差引残	
計		
	310,457.94	
支出	円 錢	
301,794.91	27年中増毛留萌并拙捉漁業及罐詰製造所ニ対スル仕込貸金総高	
差引残	円 錢	
28,663.03	益	
貸金利子	円 錢	
23,100.00	固定貸金33万円ノ利子、年7朱	
13,802.03	27年中仕込貸金ニ対スル利息	
計		
	36,902.03	
再差引		
8,239.00	不足	

出所) 「柄原角兵衛一件書類」(三井文庫所蔵史料 物産 251)。

柄原漁場は豊漁で、漁獲三〇〇万円を

一方、明治二三年(一八九〇)のトス<sup>18</sup>将来務メテ拡張ヲ計ルヲ肝要  
売モ極メテ安全ナルヲ以テ此商売

ヲ助ケ、金融必迫ニ際シテハ送金  
ノ上融通ヲ援クル等ノ働く為シタ  
ルニ由ルモノト云フベシ。

近時加賀、越中、四国、三尾辺ヨリ小樽支店ヘバ柏類買入ヲ注文シ  
来ルモノ漸次増加シ、現ニ本年ノ如キモ去八月中迄ニ之レカ注文ニ  
応ゼシ高ハ武万武千円以上ニ及ビ  
タリ。又東京、大阪、兵庫ノ三店  
ヘ本年ノ柏ノ送り荷ヲ為セシモノ  
ハ其数大阪四万二千俵、兵庫二万  
三千俵、東京九万俵ニ至レリ。是  
レニハ汽船ヲ送リテ運送ノ不便  
ヲ助ケ、金融必迫ニ際シテハ送金  
ノ上融通ヲ援クル等ノ働く為シタ  
ルニ由ルモノト云フベシ。

第20表 明治33年(1900)三井物産漁業部収獲高

収獲品	単位	漁場				
		増毛	留萌	三石	択捉	合計
鰯粕	石	4,209	4,132	—	—	8,341
身欠鰯	本	149	432	—	—	581
胴鰯	石	91	260	—	—	351
笛目鰯	石	27	55	—	—	82
白子	石	15	37	—	—	52
鰯鱈	石	12	33	—	—	45
魚油	函	923	974	408	3	2,305
雑粕	石	2	18	22	92	134
鱈	石	4	49	35	315	403
鮭	石	493	692	240	2,364	3,789
筋子	函	163	230	119	946	1,458

此他紅鱈18石、乾鱈1265石、雑鱈粕39石、鮓粕619石、昆布50石ノ収獲アリ。鱈罐詰250函、鮭罐詰2281函ヲ製造セリ。

出所) 三井物産明治33年度『事業報告』(三井文庫所蔵史料、物産 614-8)。

第21表 明治33~37年(1900~1904)三井物産漁業部  
収獲品売揚代(単位・円)

漁場	収獲品売揚代			
	明治33年	明治35年	明治36年	明治37年
増毛漁場	64,404	69,154	65,874	52,772
留萌漁場	80,344	153,747	160,171	113,709
択捉漁場	64,498	43,592	81,112	120,167
罐詰製造所	20,858	20,997	14,987	22,776
三石漁場	15,342			
合計	245,446	287,490	322,144	309,424

出所) 三井物産各年度『事業報告』(三井文庫所蔵史料 物産 614-8、10、11、13)。

を超え、収益も多額に及んだが、三井物産からの負債は減少せず、同年末の借入額は三万九千円余に急増した。それは栖原の経営の在り方にもよるが、とくに栖原角兵衛の義弟で栖原漁場の代務者であった北村駒三郎が種々の「不始末」をなし、十三四万円に及ぶ損失を出したからであつた。<sup>(19)</sup> そのほか、物産以外からの借入れが九万一千円もあり、栖原の

負債は全部で三三三万円に達した。<sup>(20)</sup>

かくて栖原角兵衛は、明治二十四年（一八九一）八月、天塩国留萌三郡並びに千島国択捉島に存在する漁場・乾場・漁船漁具・建物及び鱈罐詰製造所等の一切を三井物産に差出し、その經營監理下におかれることになった。<sup>(21)</sup> 物産の管理下にあつても、栖原の営業は二四年（一八九一）一万三千円余、二五年（一八九二）三万五千円余の損失を出し、負債の年賦償還ができなかつたばかりでなく、負債額は二六年四四万六千円に増大した。<sup>(22)</sup> 二七年（一八九四）には、漁獲収入計三三三万〇四五七円、支出三〇万一千七九四円余、差引二万八六六三円余の収益をあげたが、借金の利子がそれを上回つたためこの年も八二三九円の赤字に終つた。（第19表参照）

そこで三井物産は、明治二七年（一八九四）一二月、栖原の漁業經營の一切を引取り、自ら經營する方策を採つた。そして明治三〇年（一八九七）、本店内に漁業部を特設して函館支店をその支部とし、小樽支店を廃して漁業部常置員の詰所とした。<sup>(23)</sup> だが、漁業部の成績は三〇年から三一年ごろにかけて不振であつた。三〇年下期の三井物産『事業報告』には、「北海道漁場ハ從来函館支店ノ掌理ニ属シタルモ本年五月之ヲ分離シ、漁業部ヲ特設セリ。本年ノ漁況ハ鱈漁ハ殆ンド平漁、鮭ハ二割減、鱈大不漁ナリキ」<sup>(24)</sup> と記され、三一年度の『事業報告』にも、

三十一年度ノ北海道漁業ハ春期ノ鱈漁、秋期ノ鮭鱈共ニ近年未曾有ノ不況ニ終レリ。抑モ漁業ハ栖原家ヨリ引受ケタル以来十分ノ整理ヲ加フルニ違アラズ。諸事慣例ヲ主トシ來り、其間釐革スヘキモノ時勢ノ変遷ニ従ヒ現出スルヲ以テ、三十年度後半期以後大ニ革新方法ヲ講ジ、人員ヲ淘汰シ、費用ヲ節約シ、而シテ収支相償ハザル漁場ハ之ヲ貸浜トシ、今後不漁ノ年ニ際スルモ尙ホ能ク収支ノ不平衝ノ來サザランコトヲ期シツツアリ<sup>(25)</sup>

第22表 三井物産豆粕・鰓粕  
販売高

	明治30年度	同31年度
豆粕	464,918円	1,006,996円
鰓粕	1,921,398	813,588

出所) 三井物産『明治三十一年 事業報告』(三井文庫所蔵史料 物産 614-3、4)。

云々と述べられている。

翌三二年度も「平年漁以下」であつたが、三三年（一九〇〇）には「近年稀ナル好況」を迎えた。明治三三年の三井物産『事業報告』によれば、同年の物産漁場の品別収獲高は第20表にみるよう多く、売揚代金も合計二四万五四〇〇円余に及んでいる。その後も三五～三七年（一九〇二～一九〇四）にかけ好況がつづき、物産漁業部の収獲品売揚代は各年とも三〇万円内外に達した（第21表）。

こうした好況にもかかわらず、三井物産の漁業部縮少方針は変りなかつた。というのは、明治三〇年頃からわが国肥料の中心が漁業部の主要収獲品たる鰓粕から大豆粕に移行しだしたからである。その点につき、三井物産社員の遠藤大三郎は『穀肥商売之回顧』（昭和二年刊）において次のように述べておる。

豆粕ガ商品トシテ本物トナリ出シタノハ日清戦争以後ノコトデアル。ソレデモ尚魚肥ヲ以テ基本肥料トスル慣習ハ容易ニ捨テナカツタノデアルガ、明治三十四五年頃ニ至ツテ我農家ハ愈々魚肥ヨリ豆粕ニ乗替エタノデアル。

明治三十三年豆粕輸入高 七、〇〇〇、〇〇〇枚  
内八錢見当

値段一枚

當

（26）

明治三十六年豆粕輸入高 三、四八〇、〇〇〇枚

當

魚肥ガ豆粕ニ移ツタ状態ハ恰モ現在豆粕ガ化学肥料ニ移リツツアルノト同様デ要ハ算盤ノ問題、但シ転換期ノ遅速ハ此外ニ実需者ノ慣習ト肥料智識ノ程度如何ヲ加減スペキデアルガ……ソレハ鬼ニ角肥料界ノ大勢愈々移ルト見テ明治二十九年八月、私ハ營口市場ノ視察ニ出發シタ（朝鮮ヲ経テ天津ニ廻ハリ營口ニ入ル）結果愈々本調子ニ豆粕（大豆モ）ノ輸入商売ニ力ヲ入れルコトニシタノデアル。

かくて、三井物産の豆粕取扱高は第22表にみるよう明治三〇年（一八九七）頃から急増し、鰌粕のそれは減少した。明治三三年～三五年には北海道漁場の好漁がつづき、鰌粕の売上高も多少増大したであろうが、豆粕への移行の趨勢をとめることはできなかつた。

そうした際、明治三九年（一九〇六）九月、栖原から旧漁場を買戻したい旨の願書が三井物産に提出された。<sup>(27)</sup>もともと、栖原と三井物産との間には、明治二七年一二月から向う一〇年間のうちに栖原が漁場の買戻しを願い出た場合は、それを考慮するとの了解があり、その後その期限が明治四〇年末まで延期されていた。<sup>(28)</sup>こうした条件にもとづき、栖原は三九年買戻しの願いを物産に提出したのであるが、その際栖原としては資金がないので、旧知己の園田実徳に一時売渡してもらい、後日自分が引取ることにしたい旨を述べて次のように記しておる。

北海道漁業經營ニ付兼テ貴社ニ御依頼申上候以来永々ノ間厚キ御恩典ニ浴シ深ク難有奉存候。……過般來旧知己園田実徳氏厚ク心配致シ吳、當春來安田善次郎氏へ交渉ニ及候へ共、該交渉遂ニ纏マリ不申、更ニ或貴顯ニ交渉ノ末同家ヨリ出資ヲ仰ク事ト相成、同家ヨリ園田氏へ全托セラレ申候、就テハ園田氏ト弊家トノ間ニ約束ノ結果追テ園田氏ヨリ弊家ヘ売戻ス事ニ相成候ニ付何卒自下ノ處弊家ニ代リ園田実徳氏へ現今貴社ノ御名義ニ被下居候漁業権及漁場、漁具、家屋、倉庫、地所其他之ニ附属スル一切ノ物件ハ御約束ノ通り年度決算残金額ヲ以テ本年度決算期ヲ限トシテ御売渡被成下云々。<sup>(29)</sup>

三井物産では、この願いを検討した結果、栖原の申出でのとおり、園田実徳に旧栖原漁場を三一万六〇八九円余で売却することに決定した。<sup>(30)</sup>三井物産がかかる決定をした理由を示す直接の史料はないが、古くからの栖原家との関係と、

前に指摘したように当時わが国肥料の中心が練粕から大豆粕に移行していた事情とを考慮してのことであつたと思う。なお、旧漁業部の社員だつた阿武忠祐は、漁業部の売戻しにつき次のように回顧している。

ソンナ様ナ訳デ漁業部ノ業績ハ私ガ参リマシテカラハ（明治三四年漁業部赴任……筆者）、本年モ良カツタ又本年モト云フ様ナ訳デ、殊ニ明治三十六年ハ從来ニ無イ儲ケヲ見マシタガ更ニ三十八年ニハ漁業部創立以来ノレコードヲ作ツタト云フ様ナ好漁ガ続キマシタ為メ、栖原ノ負債整理ハ漁ガアツテ利益ガアレバ減ズル、儲ケガ無ケレバ負債ガ殖エルト云フ訳デ、元金ニハ七朱ノ利息ヲ受取り栖原家ヘモ若干カノ生計費ヲ渡シ、更ニ漁業部ノ経費ヲ差引イタ残リガ返済元金ニ充當サレルノデスガ、返済金元入ハ年ニ依リ多イ時モアリ少ナイ時モアリマシタガ、明治三十九年ニ入リマスト負債モ段々減少シテ三十万円台ニナツテ了ヒマシタ。モウ数年デ負債ガ無クナルダラウト云フ時ニ、三井物産神戸支店ニ勤務シテ居ラレタ栖原家ノ嗣子栖原栄助氏カラ自分ノ方デ元ノ通事業ヲ經營シタイカラトアツテ其資本主トシテ園田商会ナル名義ノ下ニ以前ノ漁業ヲ開始セラレ物産ヨリノ負債残額ハ利息ヲ添へ返済ヲ受ケタノデアリマス。<sup>(31)</sup>

- (1) 『三井事業史』本篇第二卷二九七ページ。
- (2) 遠藤大三郎『穀肥商売之回顧』一一一四ページ。
- (3) 拙稿「明治十年代の北海道貿易」（拙著『明治前期経済の分析』増補版二四七ページ以下）。
- (4) 遠藤大三郎、前掲書 一四一五ページ。
- (5) 遠藤大三郎、前掲書 八九一九〇ページ。

村上は「知多雑穀肥料商業の展開——万三商店を中心にして」（山口和雄・石井寛治編『近代日本の商品流通』一九四ペー

二)。

- (6) 『北海道漁業史』一三三八ページ。田中修『日本資本主義と北海道』二〇二一三〇二二ページ。
- (7) 「栖原角兵衛一件書類」(三井文庫所蔵史料) 物産一四二)。
- (8) (9) (10) 「栖原角兵衛一件書類」其一(三井文庫所蔵史料) 物産一四一)。
- (11) (12) (13) 「栖原角兵衛一件書類」(三井文庫所蔵史料) 物産一四二)。
- (14) 『三井事業史』本篇第二卷一九三一—九四ページ。
- (15) 「栖原角兵衛一件書類」(三井文庫所蔵史料) 物産一四一)。
- (16) 「栖原角兵衛一件書類」(三井文庫所蔵史料) 物産一四二)。
- (17) 「物産会社営業実況報告書並意見書」(『三井事業史 資料篇二』一一五ページ)。
- (18) 『三井事業史 資料篇三』一三一〇ページ。
- (19) (20) (21) 「栖原角兵衛一件書類」(三井文庫所蔵史料) 物産一四二)。
- (22) 『稿本 三井物産株式会社一〇〇年史上』一三九ページ。
- (23) 『三井物産 明治三〇年下季、三一年上季 事業報告』(三井文庫所蔵史料) 物産六一四一、二)。
- (24) 『三井物産明治三〇年下季 事業報告』(三井文庫所蔵史料) 物産六一四一)。
- (25) 『三井物産明治三一年度 事業報告』(三井文庫所蔵史料) 物産六一四一三、四)。
- (26) 遠藤大三郎『穀肥商売の回顧』一〇三一一〇五ページ。
- (27) (28) 「栖原角兵衛一件書類」(三井文庫所蔵史料) 物産三一六)。
- (29) 「栖原角兵衛一件書類」(三井文庫所蔵史料) 物産三一六)。園田実徳は元日本郵船函館支店支配人、北海道炭礦汽船会社の設立とともに同社の役員を勤めていたが、明治三五年(一九〇二)に退社している。栖原とは特別懇意な関係にあつたらしいが、それ以上は明らかでない。彼の出資のもとに、栖原家の嗣子栄助が經營に当つたが、大正六年(一九一七)園田に借金を返済して栖原家は名実ともに漁場を回復している。(『稿本三井物産株式会社一〇〇年史上』一四四ページ)。

(30)

「栖原角兵衛一件書類」

(三井文庫所蔵史料 物産二一六)。には次の文書が収められている。

漁業部引継書

一 三井漁業部明治卅九年度決算尻ヲ以テ事務引継授受相済マセ不動産類ハ追而名義書替授受スルモノトス、依而右承認書如件

明治三十九年十二月八日

三井物産合名会社

譲渡人 漁業部長 平田初熊印

園田商会

譲受人 会長 園田実徳印

(31)

阿部忠祐談「北海道漁業部ニ就イテ」(三井文庫所蔵史料 物産四八一)。

#### 四 生糸

生糸は、明治前期にあつては、その輸出額全輸出額の四〇%内外を占める最大の輸出品であり（第23表）、その殆んど全部が横浜港から輸出された（第24表）。当時はまた、生糸の大部分が外商によつて輸出され、内商による輸出高は全体の一〇%内外を占めるにすぎなかつた（第25表）。当時生糸を取扱う内商の大部分は、地方荷主から委託された生糸を輸出商たる外商に売込むのを業とする生糸売込商であつた。

三井も、明治三年（一八七〇）、横浜に生糸店を開き、資金の前貸によつて地方荷主から生糸を仕入れ、それを外国商社に売込む業務を営んだ。明治六年度（一八七三）には、越後屋（三井）の生糸売込高一、七六三箇（一箇九貫匁）

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第23表 輸出総額と生糸輸出額  
(単位・1,000円)

年次	輸出総額 (A)	生糸輸出額 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$
明治1年 (1868)	15,553	6,572	42.3
5年	17,026	5,699	33.5
10年	23,348	10,061	43.1
15年	37,721	18,639	49.4
20年	52,407	21,639	41.3
25年 (1892)	91,102	39,591	43.5

出所) 東洋経済新報社編『日本貿易精覧』。

第24表 生糸の全輸出額と横浜輸出額(単位・1,000斤)

年次	生糸全輸出額 (A)	生糸横浜輸出額 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$
明治5年 (1872)	895	883	98.6
10年	1,723	1,723	100.0
15年	2,884	2,884	100.0
20年	3,103	3,103	100.0
25年 (1892)	5,406	5,406	100.0

出所) 抽編著『日本産業金融史研究 製糸金融篇』4ページ。

後屋(三井)のそれに比し半分にもみたず、生糸売込商としての順位も第五位に後退した。その後一二年までは同じ第五位であったが、一二三年(一八八〇)以後はそれ以下に落ちた(第26表)。その理由について、益田孝社長は後に(明治二四年)、次のように指摘している。

横浜支店ニ於ケル生糸ノ売込ハ、是迄資金ノ足ラサル為メ充分ノ働キヲ為スヲ得ス、其取扱高ハ一ヶ年ヲ通シテ僅タル少數ニ止マレリ、是レ素ヨリ製糸家へ前

に達し、小野(井筒屋)、原(亀屋)に次いで第三位の生糸売込商であった(第26表)。当時、三井の取扱ったのは主に上州糸であったのに対し、小野の取扱ったのは奥州糸・信州糸が主であつたといふ。周知のように、小野は明治七年末、為替方規則の改正により瓦解した。同じく明治政府の為替方をつとめていた三井も、手痛い打撃を受けたが、ようやく倒産をまぬがれた。しかし、三井は業務改革を迫られ、横浜における売込業務を縮少せねばならなかつたようである。明治九年(一八七六)、三井物産会社が設立され、横浜支店が開かれて生糸売込を行なつたが、同年の売込高は六年の越(1)を行なつたが、同年の売込高は六年の越

第25表 生糸の全輸出高と直輸出高(単位・斤)

年次	生糸全輸出高 (A)	生糸直輸出高 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$
明治9年 (1876)	1,756,526	3,266	0.2%
10年	1,844,139	64,611	3.5
11年	1,644,788	102,599	6.2
12年	1,552,350	115,442	7.4
13年	2,008,616	276,039	13.8
15年	5,103,586	319,774	6.3
16年	5,585,500	701,312	12.6
17年	4,152,144	528,245	12.7
18年	3,960,611	358,696	9.1
19年	4,888,071	444,053	7.9
20年	5,310,348	447,012	8.1
21年	6,667,266	364,055	5.5
22年	6,640,007	230,449	3.5
23年	4,986,274	229,088	4.5
24年	8,618,306	372,583	4.3
25年 (1892)	9,548,223	500,657	5.2

出所) 『横浜市史』第3巻上 691ページ。

金ノ貸付モ為サス、又買荷モ為スコトナク、只  
荷為換付ニテ米ルモノヲ引受ケ商売ヲ為スノミ  
ナルカ上、運転資本ヲ制限スレハ其振ハサル亦  
怪ムニ足ラサルナリ、若シ夫レ充分ノ資金ヲ得  
ハ、求メスシテ三四千個ノ荷ハ米ルヘク、殊ニ  
此商売ハ年々増進シ金額モ少ナカラヌモノナル  
ヲ以テ、横浜支店ニ於テ放棄シテ顧ミサルカ如  
キハ實ニ遺憾ノ極ト云フノ外ナシ(2)

このように三井物産横浜支店の生糸売込業の活動は十分とは言えなかつたが、明治一四年（一八八二）に外商の「不正」取引の是正を求めて勃発した「聯合生糸荷預所事件」に際しては、横浜支店長馬越恭平は生糸荷預所の取締役の活動を支援し、つゞいてその調停に尽力した。<sup>(3)</sup>こうした点もあわせ注意する必要があろう。

三井物産が、生糸の直輸出を始めたのは明治一〇年（一八七七）のことである。同年六月、三井物産社長益田孝は、大蔵卿大隈重信に対し、「仏国巴里へ支店設置ニ関スル請願」をして政府の補助を請うた。これに対し大隈は、直接の補助の代りに官営富岡製糸場の生糸の仏国向一手販売権を物産に委託し、海外荷為替取扱の特権も賦与した。政府は、

第26表 横浜港壳込商別生糸売込高（単位・箇）

年次 順位	明治6 ～7年	9年	11年	12年	13年	20～ 21年
1位	井筒屋 (小野) 3,186	野沢屋 (茂木) 9,793	野沢屋 (茂木) 7,856	野沢屋 (茂木) 8,734	野沢屋 (茂木) 8,076	渋沢商店 15,274
2位	亀屋 (原) 2,951	亀屋 (原) 6,698	吉村屋 (吉田) 4,173	吉村屋 (吉田) 4,973	亀屋 (原) 5,299	野沢屋 (茂木) 13,947
3位	越後屋 (三井) 2,763	吉村屋 (吉田) 4,875	亀屋 (原) 4,085	亀屋 (原) 4,389	渋沢商店 2,904	亀屋 (原) 9,031
4位	野沢屋 (茂木) 1,937	芝屋 (手塚) 3,315	芝屋 (手塚) 1,922	外村両平 3,349	外村両平 2,512	同伸会社 6,353
5位	吉村屋 (吉田) 1,001	三井物産 1,008	三井物産 1,863	三井物産 1,525	貿易商会 2,422	小野光景 4,388
計	{ 43店 15,900	49店 32,151	66店 28,749	76店 30,684	90店 28,465	98店 66,062

出所)『横浜市史』第3巻上 587～591ページ。

注) 1箇=9貫匁、明治13年の三井物産の生糸売込高は655箇で第7位、20～21年は840箇で第15位であった。

これによつて生ずる利益を以て、巴里支店の維持費に充てさせる方針であつた。富岡製糸場からは一〇年中に三、八〇六円の生糸が巴里に送られ、一年中には一一万六三九九円が仏・英・米に輸出された。一方、物産にゆだねられた海外荷為替の取組高をみると第27表のとおりで、全部が輸出為替、明治一二年(一八七九)には取組高六一萬八九六八円に達し、その五三・七%にあたる三三万二六五五円が三井物産分であつた。商品は生糸・米等が多く、輸出先は主として仏・米・英の三ヵ国であつた。

こうした海外業務の進展にともない、物産の海外支店も上海のほか、パリー(一年)、香港(二一年)、ニューヨーク(二二年)に設けられ、ロンドン代理店(二一年)も一二年に支店となつた。またフランスのリヨンやイタリーのミラノにも出張店

第27表 三井物産商品別・仕向国別外国為替取組高

単位 円

年 度 輸出商品	アメリカ向け		フランス向け		イギリス向け		合 計	
	為 替 取 組 高	う ち 物 産 分	為 替 取 組 高	う ち 物 産 分	為 替 取 組 高	う ち 物 産 分	為 替 取 組 高	う ち 物 産 分
明治10年 生 糸 米 雜 品			3,700	3,700			3,700	3,700
			19,400	19,400	25,900	25,900	25,900	25,900
計			23,100	23,100	25,900	25,900	49,000	49,000
11年 生 糸 茶 米 銅・陶器 漆 織物類 生皮 革 雜 品	155,800 7,230	8,800 400	101,130	47,700 4,050 33,000	34,700 34,325 33,000	34,700 7,450 33,000	291,630 11,280 33,000	91,200 400 33,000
							34,325	7,450
				13,900	13,900		13,900	13,900
				2,000			2,000	
				16,500	1,200		16,500	1,200
計	163,030	9,200	167,855	70,250	71,750	67,700	402,635	147,150
12年 生 糸 茶 銅・陶器 織物類 蚕種紙 植木鉢 米 生皮 革 雜 品	190,570 18,540 10,700	43,020 3,260 9,700	166,810 4,000 8,773 15,200 9,800 3,250 2,000 240	95,950 1,300 5,000 15,200 15,200 3,250 1,200	116,600 18,185	116,600 4,935	473,980 40,725 19,473 15,200 9,800 3,250 33,000	255,570 9,495 14,700 15,200 3,250 33,000 2,000
							21,540	1,440
計	221,250	56,220	229,933	121,900	167,785	154,535	618,968	332,655
13年 生 糸 白 蠟 アンチ モ 茶 寒 樟 蚕 雜 品	87,200 27,200	71,200 2,350	25,800 4,500 イタリア 50,000 56,950	18,800 4,500 11,000 56,600	9,500 8,200 1,700 4,980	9,500 8,200 11,000 4,980	122,500 117,950 28,900 11,000 96,730	99,500 117,950 2,350 11,000 50,000
							8,200	8,200
							4,500	4,500
							11,000	11,000
							50,000	
計	149,200	78,550	87,250 イタリア 50,000	79,900	153,330	151,630	439,780	310,080

出所) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編業務編。

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第28表 内商生糸直輸出高（単位・俵）

年次 直輸出商	明治13年 7月～14 年6月	明治14年 7月より 12月まで	明治 15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
関通社	2,326	55	—	—	63	—	—	—	—	—
三井物産	146	186	14	153	—	—	—	—	—	—
同伸会社	378	1,260	1,755	2,579	2,664	1,668	2,485	3,997	2,628	1,971
日本商会	—	73	29	—	—	—	—	—	—	—
貿易商会	—	1,801	1,383	3,237	3,088	1,490	1,151	94	674	305
安西徳兵衛	—	23	—	—	—	—	—	—	—	—
扶桑商会	—	164	—	—	—	—	—	—	—	—
山田駒吉	—	—	325	21	—	—	—	—	—	—
イロハ商会	—	—	—	1,044	81	—	—	—	—	—
計	2,850	3,562	3,506	7,034	5,896	3,158	3,636	4,091	3,302	2,276

出所) 稿本『三井物産株式会社沿革史』。原本は小林綾太郎著『横浜蚕糸貿易事情』(明治24年刊)。

がおかれた（一三<sup>(5)</sup>年）。だが、当時の直輸出にはいろいろと困難なことがあつた。その点につき稿本「三井物産株式会社沿革史」には次のように述べられている。

輸出品ノ主ナルモノハ右ニ述べタ通りデアルガ、其他ニモ種々アリ。殊ニ輸出先ノ事情ガ充分ニ分カラズ、手当リ次第盲目滅法ニ積出シタモノアツテ、米國ヘ送ツタモノガ壳レナイデ更ニ之ヲ歐州ニ転送シテ处分シタモノモアリ、中ニハ壳口ガ無クテ日本ヘ積戻シタモノモアルト云フ状態デアツタカラ、實際ノ仕事ノ上ニハ種々ノ困難ガアツタノデアル。例へバ、荷為替ヲ取組ンダモノハ殆ド全部當社ヘ販売ヲ委託セラレタモノデアツタ関係上、委託者ノ満足ヲ得ル値段デ売レナカツタモノニ就いてハ苦情ガ出タリ、売上高が荷為替金ニ達シナイ場合ハ、ソノ差額取立ノ為ニ法廷デ争ハネバナラナカツタノデアル。<sup>(6)</sup>

そうした際に、明治一三年（一八八〇）、不換紙幣整理対策の一環として横浜正金銀行が設立された。それにもない、海外荷為替取扱の特権が横浜正金銀行に与えられ、三井物産は荷為替業務を停止することになつた<sup>(7)</sup>。そのためもあって、物産の生糸輸出高は第28表に示したように明治一〇年代後半から著しく減少した。海外店もリヨン・ミ

ラノの両代理店が明治一四年（一八八一）に、ニューヨーク支店が翌一五年に、パリー支店が二一年（一八八八）にそれぞれ店を閉ぢた。本拠の横浜支店も二八年五月「横浜船積取扱所」となつた。<sup>(8)</sup>

この間生糸の輸出を担当したのは主にシーベル商会、ジャーディンマゼソン等の外商であつたが、内商としては同伸会社と貿易商会が主な輸出商であつた。同伸会社は明治一三年（一八八〇）に、富岡製糸場の所長だつた速水堅曹、ニューヨーク駐在領事だつた高木三郎、上毛繭糸改良会社々長だつた星野長太郎らが中心となつて設立した生糸の直輸出商社である。貿易商会も明治一二年に設立された生糸・茶・蚕印紙等の国内産物を海外に輸出するのを目的に設立された商社で、社長には丸屋商会（後の丸善）社長だつた早矢仕有的が、取締役支配人には朝吹英二が就任した。<sup>(9)</sup> 両社の生糸輸出高は第28表に示したとおりである。

三井ではその後しばらくの間生糸の輸出を中止したが、明治一九年（一八九六）に至つて再開するにいたつた。それは、その頃三井では富岡・大崎<sup>（し）</sup>・三重・名古屋の四製糸場を自ら経営し、多量の生糸を生産するようになったからである。かくて、三井物産では明治二九年、ニューヨーク支店を再開するとともに、横浜船積取扱所を支店に復活させて生糸輸出業務を再開した。そして明治二〇年代後半には、第一位を争うほどの生糸の重要な輸出商となるのである。<sup>(10)</sup>

(1) 『横浜市史』第三卷上五九八ページ。

(2) 「物産会社營業実況報告并意見書」（明治一四年一〇月）（『三井事業史』資料篇二所収）。

(3) 『馬越恭平翁伝』八〇ページ、『渋沢栄一伝記資料』第十五卷五ページ以下。

(4) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編業務編。

(5)(6) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編業務編。

- (7) 『横浜市史』第三卷上六四二ページ、六六五ページ以下。
- (8) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編業務編。
- (9) 『横浜市史』第三卷上六四四一六四五ページ。
- (10) 拙稿「明治後期の商品取引—三井物産と反対商—」(『三井文庫論叢第一四号』) 参照。

## 五 編及び紡績機

綿 明治政府は綿糸の輸入を防ぐため明治一〇年(一八七七)頃から機械紡績業の発達をはかつた。その結果、明治一〇年代前半には二千鐘紡績所が全国に十数カ所設立された。当時これらの紡績所で使用された原綿の多くは日本綿であつたが、一部は外国綿も使われた。その外国綿は、当初は主に中国綿であった(第29表)。中国綿の輸入も最初は多く中國商人によつて行われたが、日本商人も次第に加わるようになつた(第30表)。

三井物産は明治一〇年(一八七七)上海に支店を設け、中国綿の輸入を開始した。最初は見本的輸入にすぎなかつたが、一〇年代を通じ次第にその取扱高を増加させた。が、それが本格的になつたのは、明治一九年(一八八六)大阪紡績会社が原綿に一部中国綿を使用するようになつてからである。中国綿を使用するようになつたのは、日本綿が纖維が短かく十七番手以上の糸を紡出するのに不適であることが判明したからである。<sup>(1)</sup>また、三井物産がその輸入を担当するようになったのは、大阪紡設立の際紡績機の輸入にあつたのが物産であつたからである。<sup>(2)</sup>ついで明治二〇年(一八八七)には、物産は上海に上海棉花公司と称する繰綿工場を設立した。上海棉花公司は香港政庁に登記した株式会社で、その株金七万五〇〇〇両、うち三井物産の所有株四万五、〇〇〇両、残り三万両は英米独仏四カ国人の所有であつた。

第29表 国別繰綿輸入高(単位・斤)

年次	中國	インド	アメリカ	その他共計
明治14年 (1881)	1,658,481	—	—	1,658,481
15年	3,263,223	46,500	—	3,309,796
16年	2,106,261	—	—	2,106,261
17年	4,406,186	131,400	—	4,542,522
18年	4,398,171	850	—	4,399,489
19年	4,626,199	17,217	415	4,643,831
20年	5,491,539	70,945	8,131	5,570,615
21年	11,703,171	44,255	63,351	11,893,267
22年	22,754,089	320,342	71,583	23,168,094
23年	16,786,258	7,500,966	1,779,022	26,084,845
24年	18,055,152	26,561,950	5,304,422	50,128,750
25年	32,721,498	36,213,191	9,185,290	78,617,573
26年	50,183,891	36,592,406	6,160,340	93,835,718
27年	51,783,548	42,354,246	12,056,816	108,415,609
28年	54,788,256	46,683,887	11,996,116	113,468,259
29年	43,671,885	103,444,177	18,703,708	167,868,003
30年 (1897)	49,112,198	135,010,125	34,773,673	221,529,434

出所) 各年度『大日本貿易年表』。

経営の一切は三井物産に委任され、上海支店支配人上田安三郎が該公司の委員長に選任された。工場は上海にあつて明治二三年(一八九〇)より操業を開始、年間五万ピクルの繰綿を生産したが、三井物産は実棉の買入れから繰綿の販売までの一切を取扱つた。<sup>(3)</sup> 同公司の景況について、明治二四年一〇月の益田孝の「物産会社営業実況報告意見書」は、「壳捌地ハ大阪ヲ第一トシ、現ニ本年ノ如キモ既ニ參拾九万九千五百六円ノ販売ヲ為シ、東京ハ之ニ亞キ又拾万円以上ノ販売ヲ為シタリ」<sup>(4)</sup>と述べている。これによれば、明治二四年の三井物産の中国綿の輸入高は五〇万円に及び、同年の中国綿全輸入高二六七万円の一八・七%余を占めることになる。また、明治二〇年(一八八七)八月には、大阪の有力綿商を中心に内外綿会社が設立されて中国綿の輸入を行なうようになり、二十五年にはその輸入高は中国綿全輸入高の三八・九%余に達した。<sup>(5)</sup> かくて内商による中国綿の輸入

## 三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第30表 内商綿織輸入額

年 次	綿 織 輸 入 額		内商綿織輸入額	
	輸入額(円)	綿織輸入額 全 輸 入 額 × 100	輸入額(円)	内商綿織輸入額 綿 織 輸 入 額 × 100
明治15年 (1882)	467,248	1.6	1,352	0.3
16年	247,505	0.9	1,939	0.8
17年	561,262	1.9	5,950	1.0
18年	601,778	2.1	40,888	6.7
19年	618,420	1.9	91,977	14.8
20年	711,951	1.6	239,018	33.5
21年	1,652,243	2.5	388,483	23.2
22年	3,464,326	5.2	805,244	23.2
23年	4,134,790	5.0	2,406,206	58.1
24年	6,998,533	11.1	3,830,390	54.7
25年	11,026,637	15.4	4,954,572	44.9
26年	15,294,897	17.3	6,153,944	40.2
27年	19,103,922	18.5	11,048,759	57.8
28年	24,304,814	18.8	11,579,722	47.6
29年	32,106,275	18.7	19,997,118	62.2
30年 (1897)	48,122,262	21.8	26,349,676	54.7

出所) 各年度『大日本外國貿易年表』。

は著しく増加し、全体の過半を制するにいたつた(第30表参照)。また、横浜正金銀行も明治二四年(一八九一)下期になると、仏国コントワナショナル銀行上海支店とコルレス約定を結び、二六年(一八九三)五月には上海出張所を設置した。こうして、三井物産も内外綿も横浜正金銀行で綿輸入為替を取り組むことが次第に多くなった。当時は横浜正金でも外国銀行でも、中国綿の輸入為替の多くは一覧後一五日払いであつた。荷物が神戸港または横浜港に到着すると、同地の物産支店では三井銀行の保証のもとに荷為替証書を引出して輸入の手続を済ませ、大阪または東京に廻送して注文主から代金を領収した。代金の支払いも当時はまだ現金払いが多かつたようである。<sup>(7)</sup>

一方、この頃からインド綿の輸入も始まつた。日本紡績業が次第に高番手の糸を生産するようになると、中国綿は原料として必ずしも適当で

第31表 明治26年(1893)三井物産本店綿取扱高(単位・円)

引合先	印度綿	中国綿	米国綿	エヂプト綿	品種不詳	計
鐘淵紡	228,169	142,361	66,389	2,535	110,600	550,054
東京紡	130,609	42,588	23,137		5,848	202,182
三重紡	110,945		22,493		40,815	174,253
三池紡	105,501		3,727		28,754	137,982
尾張紡	31,914	4,692	7,951		4,795	49,352
下野紡	10,406	16,519	6,501			33,426
名古屋紡	8,799	3,025				11,824
甲府紡		9,876			5,000	14,876
久留米紡	3,087					3,087
佐助紡		3,710				3,710
西川	1,793	17,906				19,699
日本綿花			8,576			8,576
小津		2,470				2,470
小澤		391				391
宮城紡	642					642
日比谷		1,092				1,092
製織会社	2,111					2,111
竹内			188			188
青木	22	12,785			4,386	17,193
不詳	26,772	16,061	4,027		1,141	48,001
計	660,770	273,476	142,989	2,535	201,339	1,281,109

出所) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編、業務編。

ないことが明らかになつた。また中国における紡績業の勃興にともない、中国綿の価格も上昇の傾向にあつた。<sup>(8)</sup> 米綿は良質だが高価のため引合わなかつた。そこで、インド綿が明治一九年(一八八六)頃から輸入されたのである。そして明治二十四年(一八九一)には、インド最大の綿商だつたタタ・サンス商会が神戸に支店を開設して印度綿直輸入の道を開き、内外綿会社もタタ商会との間にインド綿一手販売の特約を結び、その輸入を独占する勢いを示した。<sup>(9)</sup> こうした状況に注目した三井物産は、明治二四年と二五年に社員をボンベイに派遣してインド綿の調査にあたらせた。また二五年には、物産本社と鐘淵紡・三池紡・三重紡との間にインド綿委託買付の約定が成立した。このこともあつて、物産は二五年一月、ボンベイに出張店を設置することに

決し、翌二六年（一八九三）二月に開店した。<sup>(10)</sup> なお、二六年度の三井物産本店の綿取扱高をみると第31表のとおりである。これは物産本店だけの取扱高で、物産の全取扱高はこれよりもかなり多かつたが、これだけでもインド綿の取扱高が急速に増大したことが知られる。タタ商会と結んで物産よりも一足早くインド綿の買入を開始した内外綿は、明治二五年中に早くも全インド綿輸入高の三分の一近くの買入を行なつた。<sup>(11)</sup> 二五年一〇月に設立された日本綿花会社も二七年からインド綿の輸入に加わった。<sup>(12)</sup> さらに二六年一一月には、英國のピー・オーニー会社に対抗して、タタ商会及び大阪紡・三重紡・鐘淵紡・内外綿・日本綿花と日本郵船が協力してインド綿輸入のためのポンベイ定期航路を開設した。<sup>(13)</sup> また二七年一二月には、横浜正金銀行のポンベイ出張所も設置され、わが商社も多くがそこから綿花輸入資金を調達するようになつた。<sup>(14)</sup> かくて明治二九年（一八九六）頃までには、インド綿がわが紡績業の主な原綿となり、内商の輸入高が全輸入高の過半を占めるようになるのである（前掲第29表及第30表参照）。

三井物産内における棉花取扱高の比重もその後著しく増大した。明治二三年（一八九〇）にはその取扱高の二〇二万五千円で、米・魚肥及海產物・石炭に次いで第四位の取扱品であったのが、二七年（一八九四）には取扱高五五三万八千円で、第一位の商品になつた。<sup>(15)</sup>

三井物産と紡績会社とのインド綿取引契約については、明治二五年三月の鐘紡との契約書が残っている。この契約書によれば、契約期間は三カ年、綿花の種類はインド綿各種、数量は毎月一、〇〇〇俵以上、引渡しの場所は横浜港波止場、代金決済期は荷為替証書到着後六〇日以内、買入手数料は売払代の一〇〇分の一五であつた。三井物産ポンベイ出張所によつて送荷されたインド綿が横浜港に到着すると、同地の物産支店は横浜正金銀行から荷為替証書を引出し、荷物を引取つた。この場合も、中国綿輸入の時と同様三井銀行の保証を必要とした。その保証金額も輸入量の増大するにともない次第に増加し、明治二十五年一月にはその額一五万円から二〇万円となつてゐる。紡績会社が三井物産に支払

第32表 明治25年1月～26年1月の各紡績会社  
増銭注文高（単位・錐）

会社名	取扱者	織機増	増銭注文高
岡山紡	三井物産（プラット）		3,072
倉敷紡	"		5,504
泉州紡	"		9,424
福山紡	"		4,608
瓶原紡	"		1,152
金巾製織	"		6,328
摺津紡	"	150	15,360
平野紡	"		15,360
堂島紡	"		1,920
宇和島紡	"		2,064
天満紡	ルカス商会（ドブソン）		15,000
朝日紡	"		15,000
堺紡	三井物産（プラット）		5,376
和歌山紡	"		5,160
伊予紡	ルカス商会（ドブソン）		5,096
名古屋紡	イリス商会（サミュエル）		7,000
岸和田紡	三井物産（プラット）		13,068
尼崎紡	"		22,662
鐘淵紡	"		10,400
大阪紡	"		26,432
東京紡	"		10,368
三重紡	"		20,736
計		150	218,390

出所) 稿本『三井物産株式会社沿革史』(原資料は明治26年3月24日付東京日々新聞)。

う代金も、インド綿の場合になると手形によることが多くなつた。物産はその紡績手形を三井銀行などで割引き、その金額を綿花輸入手形の決済に充当したのである。<sup>(16)</sup>

紡績機 日本の新興紡績会社はいざれも紡績機を外国から輸入したが、その輸入を担当したのは主に三井物産であった。

わが国最初の本格的な紡績会社とされる大阪紡績会社の設立されたのは明治一六年（一八八

三）のことであるが、その紡績機械すなわちミユール精紡機一六台（一万五〇〇錐）及びその付属機械一式は三井物産によつて、当時最もすぐれた紡績機メーカーとされていた英國のプラット社とハーリー社から輸入されたものであつた。<sup>(17)</sup>その後、紡績会社が各地にでき、紡績機の注文がさかんになるにしたがい、数年ならずして紡績機は物産の重要な取扱商品の一つとなつた。明治一九年（一八八六）には物産はプラット社と代理店契約を締結し、プラット社からは技師エンレーを派遣して技術上の相談にあたらせることとした。<sup>(18)</sup>

かくて、その後設立された紡績会社の大部分は、物産輸入のプラット社製機械を据えつけた。当時物産の競争相手は、ドブソン社製品を取扱うルカス商会、サミュルドキー社製品を扱うイリス商会などであったが、全輸入の八五%は物産の占めるところであつた。<sup>(19)</sup> また、その後の各社の増銓もほとんどが物産の手によつて行われた。明治二十五年（一八九二）一月から二六年一月にいたる一カ年の紡績会社各社の増銓注文約定高をみると第32表のとおりで、

三井物産	一七六、二九四錘（一八社）八一%
ルカス商会	三五、〇九六錘（三社）一六%
イリス商会	七、〇〇〇錘（一社）三%

という状況であつた。

次に、三井物産による紡績機の取引方法や代金決済の仕方についてみると、紡績機の取引は物産ロンドン支店で行われた。物産ではプラット社と買入約定をすると同時に、三分の一の手付金をプラット社に支払つた。これより先、物産は紡績会社と紡績機買入れの約定を結んだ際、代金予定額の三分の一の前払金をその会社からもらつてるので、それをプラット社に対する手付金に充当したのである。荷物は物産ロンドン支店が横浜正金銀行ロンドン支店などで荷為替を取組み、日本に送付した。残りの三分の二程度の代価はこの為替代金で支払われた。

紡績会社と物産との紡績機売買契約については、明治二六年の三池紡との契約書が残つているので、それによつてその主要な条項を示すと次のとおりである。

- 一、購入方法は時価委託買入。三池紡は定価運賃その他すべて物産が立替払いをした実費を支払うものとする。
- 二、三池紡はこの契約締結の日に代価予定額の三分の一を手付金として物産に支払わなくてはならない。
- 三、物品代価は、為替手形到着の日から五九日目にその日の横浜よりロンドンへの參着相場をもつて通貨に換算し、

為替を取組んだ銀行の規則にもとづく利子とともにそれを物産に支払うものとする。

四、機械代価の割引および物産の手数料は別に定める。

五、物品が到着すると物産は直ちにこれを注文主に引渡さくてはならない。万一引取のおくれた時は物産はこれを他人に譲り渡すことができる。そのため生ずる損害はすべて注文主の負担で、手付金をもつて弁償し、それでも不足のときは速かに不足分を物産に支払わなくてはならない。

右の契約によると、紡績機の取引は時価委託購入であったので、物産としては価格変動の危険負担をまぬがれることができ、さらに為替も利付為替（ポンド為替）であつたため、為替相場の変動による危険を紡績会社に転嫁することができた。手数料も綿の場合に比するとかなり高率だつたようである。その上、物産は先に述べたようにプラット社の代理店として紡績機輸入においてほぼ独占的地位を占めていた。したがつて、紡績機の取引は物産に安定した相当高い収益を齎したものといえよう。

- (1) (2) (3) 『三井事業史』本篇第二巻 五七九～五八一ページ。
- (4) 『三井事業史』資料篇二 一二八ページ。
- (5) 明治二十四年『大日本外國貿易年表』。
- (6) 高村直助『内外綿会社』（拙編著『日本産業金融史研究、紡績金融篇』二四八ページ）。
- (7) 拙編著『日本産業金融史研究、紡績金融篇』一六四一～六五ページ。
- (8) 『三井事業史』本篇第二巻五八一ページ。
- (9) 高村直助『内外綿会社』（拙編著『日本産業金融史研究、紡績金融篇』一四九ページ）。
- (10) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編 業務編。

- (11) 高村直助「内外綿会社」(拙編著『日本産業金融史研究、紡績金融篇』二四九ページ)。
- (12) 『日本綿花株式会社五十年史』一四ページ。
- (13) 『渋沢栄一伝記資料』第八巻一五一ページ。
- (14) 拙編著『日本産業金融史研究、紡績金融篇』二九一一二九二ページ。
- (15) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編、業務編。
- (16) 拙編著『日本産業金融史研究、紡績金融篇』一六五一一六八ページ。
- (17) 『東綿四十年史』三九ページ。
- (18) (19) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編、業務編。
- (20) 『明治廿六年中重役会議往復状』(三井文庫所蔵史料、物産一二四)。

## 六 その他

以上のはか、明治前期の比較的重要な三井物産の取扱品としては、毛織物・機械及金物類、茶などがあげられる。

**毛織物** 毛織物(絨)は明治九年(一八七六)、三井物産が先收会社を引継いで事業を開始した時には重要な取扱品であった。明治九年七月、一二月における三井物産の商品別取扱高によると、絨の取扱高は一一万四五二五円に及び、全商品取扱高五四万五〇〇〇円の二一%を占め、米に次ぐ取扱品であった。<sup>(1)</sup> 売却先は専ら陸軍省であった。その取引は委託買付が主で、横浜のアルワイン商会の手を経てロンドンから輸入された。ところが、明治政府は官営千住製絨所を設立し、一二年(一八七九)九月から開業したので、物産取扱いの絨の重要性は著しく減退した。だがその後毛織物に対する民間の需用が増大するにつれ、物産による輸入が再び増加した。明治二十四年一〇月の益田孝の「物産会社営業実

況報告並意見書」は、「羅紗其他洋織物類」の取扱高が東京本店だけで二〇万八三〇五円に及び、物産全体では一〇〇万円以上に達していると指摘して次のように述べている。

是ハ大阪ニ在テメリソス商会、東京ニ在テハ竹内専之助又ハ丁甚及メリソス会社等ノ注文ニヨリ英仏両國ヨリ購入物ノ取次ニシテ、是亦電信往復ノ上諸費用ヲ見込、為替相場ノ高低ヲ考へ、日本受渡價格ヲ出シテ約定ヲ結ブヲ常トセリ、此約定ヲ締結セハ直チニ電信ニテ買入ヲ為シ、荷為換ノ取組其他運送万端ハ竜動支店ノ取扱二拘り、此商売ハ既ニ二百万円以上ニ上レリ、今一層此業ヲ勉メ、実驗ヲ積ムトキハ數百万円ノ商売ヲ為シ得ル決シテ難キニアラサルハナシ。<sup>(2)</sup>

陸軍省毛布ノ注文ハ指名注文ニシテ、是亦毎年相当ノ商売アラサルハナシ。

このころになると、物産では毛織物の海外輸入のほか、内国産の毛織物商売をも行なつた。明治二四年（一八九一）には、後藤毛織物製造所と契約を結び、同所製造毛布の陸軍納入、紺サージの海軍納入ならびに同所製品の一般販売を行なし、原料毛糸の売込みを行なつておる。<sup>(3)</sup>

**機械及金物類** 機械類は東京本店および大阪・長崎両支店とロンドン支店の取扱いであった。本店・大阪支店の取扱いは紡績機が中心、長崎支店は鉱山用機械類、ロンドン支店の分は各種の機械類であった。紡績機については既に述べたので、ここではその他機械類はついてみよう。詳細は明らかでないが、依頼先を中心に行時の記録に散見する機械を列記すると次のとおりである。<sup>(4)</sup>

（一）勧商局買入酒蒸溜機・三田育種場麻紡績機・竹中邦香依頼印刷機並活字・開成校器械・宮内省調度課化學機械・三池炭礦ポンプ・印刷局納煉釜・造幣局、横須賀造船所、川崎造船所、砲兵工廠、瓦斯会社納諸機械等（以上明治一二

第33表 茶輸出額と内商茶輸出額

年 次	茶輸出額 (A)	内商茶輸出額 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$
明治15年 (1882)	274,611円	21,838円	7.9%
16年	278,449	1,452	0.5
17年	268,551	5,841	2.1
18年	6,667,528	34,587	0.5
19年	7,511,863	19,596	0.2
20年	7,330,295	203,256	2.7
21年	5,879,908	136,461	2.3
22年	5,927,856	24,110	0.4
23年	6,067,969	36,659	0.6
24年	6,727,938	43,086	0.6
25年 (1892)	7,238,758	88,214	1.2

出所) 各年度『大日本外国貿易年表』。

年 (一〇〇年)

(二)陸軍・海軍・印刷局・農商務省・三重紡績会社・鐘淵紡績会社・東京紡績会社・尾張紡績会社・宮城紡績会社・岡山紡績会社・長崎紡績会社・東京人造肥料会社・東京製綱会社・熟皮社・商況社・其他各所納入機械類 (以上明治二一年)

明治二二年以後は紡機械を主とし、その他は大した額ではなかつたようである。それでも各種の機械類が輸入された。それらを示すと次のとおりである。

蒸気機械・汽罐・建築材料其他・カードクロージング・リングトラベラー・エコノマイザー・木管・印刷機・瓦斯及石油エンジン・発動機・電気機械・電線・自動消火器・鉄管類・絹糸燃糸機械・ローラークローズ・製油機械・製鋼機械・鉱山用鋼索・工具類・大砲・航海用鐵道用其他機械

なお、明治二七年(一八九四)三井物産の商品取扱高は全部で二九六六万八八六〇円であり、そのうち機械取扱高は二五八万九二五〇円で、八・七%を占め、第五位の地位を占めている。<sup>(5)</sup>この機械取扱高には紡績機の分も含まれているが、その他の機械類の取扱高も相当の高に及んだとみてよいであろう。

次に金物類であるが、これには(1)漬し銀貨・銅貨の輸出、(2)外國漬

第34表 横浜売込商の茶売込高

明治6年5月1日～7年5月16日		明治8年5月13日～同年12月28日	
売込商	売込高	売込商	売込高
茶屋順之助（中条）	2,351,380斤	茶屋順之助（中条）	3,589,750斤
大谷嘉兵衛	685,850	越後屋得右エ門（三井組）	856,200
岡野屋利兵衛（岡野）	578,275	大谷嘉兵衛	810,300
越後屋得右エ門（三井組）	421,640	松尾熊三郎	725,370
角新	329,050	静勝（勝見力）	473,300
井上三千太	313,073	岡田善五郎	439,200
伊勢屋平造	309,950	井上三千太	395,800
石橋徳三郎	277,845	駿河尾茂兵衛（奈加川）	367,000
田中平八	212,500	村松吉兵衛（平）	353,900
勝見豊次郎	202,280	児弥	301,700
その他（22人）	1,241,380	その他（34人）	2,195,152
合計（32人）	6,923,223	合計（44人）	10,507,672

出所）『横浜市史』第3巻上 604 ページ。

し銀貨の輸入、(3)金物雑品の三つがあげられる。

(1) 潰し銀貨・銅貨の輸出 明治一〇年（一八七七）三井物産創立の翌年、清国借款問題の交渉員として第一銀行の渋沢栄一と三井物産の益田孝が官命を帯びて上海に赴いた。その時の派生的事業として中国へ鋳貨材料として日本の銀貨及び銅貨を輸出する事が実現した。明治一一年中に三井物産が中国に輸出した日本銀貨（貿易銀その他）及び日本銅貨（一厘錢貨）の高は五〇万三七〇八円に及んだ。その後その輸出は続けられ、明治二三年（一八八九）には物産は旧銅貨のほかに鋳潰天保錢や丁銅も中国及び英國に輸出した。その内訳は、旧銅貨（一厘銅錢）四万八八〇一円、鋳潰銅（天保錢）一二万三四七八円、丁銅一七万九、一二三二円で、計三五万一四〇一円に及んだ。<sup>(6)</sup>

(2) 外国潰し銀貨の輸入 明治一五年（一八八二）八月、三井物産は不換紙幣整理時代における正貨（特に銀貨）獲得要望の氣運に乘じ、大蔵省に、社船購入費として一二二万円を五ヵ年賦で借入れ、返済は中国の紋銀（馬蹄銀等）を以てすることを願い出で許可を得た。ついで一六年一月にも、やはり紋銀をもつて返済の条件で、汽船買入費一五万円の貸下げを受けた。そのほかにも物産

は種々の貸下げを受け、これらに対し明治一八年までの間に約六五万円を紋銀と弗銀で大蔵省に納入しておる。

このほかにも、明治一六年六月、三井物産は大蔵省から社船による三池炭輸送運賃及び輸出三池炭の販売戻を洋銀（弗銀）で納入するよう命ぜられ、一八年末までに大蔵省への洋銀納入高は一五〇万円に達した。これに紋銀買入高を合すれば二〇〇万円余に及んだとみられる。<sup>(7)</sup>

**茶** 茶は明治前期にあつては生糸に次ぐ重要輸出品で、主に横浜港から輸出された。その輸出商は当時は内商は少なく、大部分が外商であつた（前掲第33表）。外商は内商から引取つた茶を外国向けに再製してアメリカその他に輸出しした。当時は内商の大部分は売込商で、三井組（越後屋得右衛門）も横浜における有力な茶売込商であつた。第34表によれば、明治六一八年頃には三井組（越後屋得右衛門）の茶売込高は第一位の茶屋順之助に次ぎ、大谷嘉兵衛や岡野屋利兵衛に比肩するほどがあつたことが知られる。

明治一〇年代から二〇年代前半にかけても、茶の輸出は依然外商の手に握られ、内商は主に売込商として活動した。この時期の横浜の主な茶売込商は、大谷嘉兵衛を筆頭に中条順之助、岡野利兵衛らであつた。三井物産の茶売込はあまり伸びず、明治一八年（一八八五）にはその売込高二〇万二三〇〇斤で、茶売込商中第二〇位、二三年には売込高九九万八〇〇〇斤で第九位であつた。<sup>(8)</sup> 益田孝も明治二四年に、物産の製茶取扱高は年平均八〇万斤余、一四万円程度で、利益も少なかつたと指摘し、次のように述べている。

製茶ハ、資金ノ入用少ナキヲ以テ、横浜支店ニ於テハ從前ノ通り引続キ問屋営業ヲ為シ、年々取扱高平均八拾三四万斤、此金額平均拾三万七千五百八拾五円余ナルモ、経費ノ多キ為メ利益ハ実ニ薄ク、僅カニ手数料貳千乃至三千円ヲ余スノミ。<sup>(9)</sup>

三井物産は茶の売込みだけでなく、直輸出にも関係した。明治一〇年（一八七七）に江原素六や依田治作らによつて設立された沼津の積信社は、附近の荒茶を買入れて再製の上直輸出を試みた。三井物産はその荷為替取組みを引受け、アメリカにおける販売は物産のニューヨーク支店があつた。積信社の茶輸出は明治一〇年から一四年まで続いたが、再製の仕方が適当でなかつたこともあつて、結局相当の赤字を出し中止となつた。<sup>(10)</sup> 積信社につづいて明治一一年六月、静岡県城東郡比本村に有信社と称する茶直輸出会社が萩原佐吉、丸屋文六らの豪農によつて設立された。この有信社による茶の輸出・販売も三井物産会社やフレーザー商会によつて行われたが、同社も損失を出し、一四年には解散となつた。<sup>(11)</sup>

このほか、三井物産は紅茶の製造販売も行なつた。物産は明治一〇年、国産会社と称する会社を起こして英商アダムソン＝ヘル会社と合併し、中国人を雇入れて滋賀県大津や京都に製造所を設置し、各地に出張所を設けて紅茶の製造にあつた。その製造高は二〇万斤に及び、多くは直輸出されたが、滯貨を多く出し、過半を腐敗させる結果となつた。<sup>(12)</sup> かくて三井物産はまもなく製造部門から手を引くにいたつたといふ。

- (1) 『三井事業史』本篇第二卷 一二七五ページ。
- (2) 『三井事業史』資料篇二 一二二二ページ。二二八一一九ページ。
- (3) (4) (5) (6) (7) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第四編業務編。
- (8) 『横浜市史』第三卷上六〇八一六一五ページ。
- (9) 「物産会社營業実況報告並意見書」(『三井事業史』資料篇二 一二二二ページ)。
- (10) 『横浜市史』第三卷上七三一一七三三三ページ。『稿本三井物産株式会社一〇〇年史、上』八九ページ。
- (11) 『横浜市史』第三卷上七三三一一七三四四ページ。

三井物産を中心とする明治前期の商品取引

第35表 三井物産商品別取扱高

取扱商品	明治23年（1890）		明治27年（1894）	
	取 扱 高	%	取 扱 高	%
米 穀	4,762,330円	26.1	4,355,281円	14.7
大豆その他雜穀	65,524	0.4	173,500	0.6
肥料及海產物	2,600,383	14.3	3,005,283	10.1
石 炭	2,329,166	12.8	3,469,344	11.7
綿 花	2,025,276	11.1	5,538,310	18.7
綿 糸			670,000	2.3
機 械	} 1,332,840	7.3	2,589,250	8.7
金 物			1,259,159	4.2
生糸及肩糸	552,725	3.0	1,168,750	3.9
洋織物及小間物	411,441	2.3	538,900	1.8
その他の	4,133,432	22.7	6,901,083	23.3
計	18,213,517	100.0	29,668,860	100.0

出所) 稿本『三井物産株式会社沿革史』第4編、業務編。

おわりに

最後に、明治前期末から後期に入る時期として明治二三年（一八九〇）と二七年（一八九四）をとりあげ、この両年度における三井物産の商品別取扱高を比較してみると第35表のとおりである。これによると、全取扱高はこの間一、八二一萬円から二、九六六萬円に増加し、取扱品目も増加して物産の業務がますます拡大をつづけたことが知られる。

取扱品をみると、わが綿糸紡績業の急速な発達にともない、明治二七年には綿花が米に代わって最大の取扱品となり、綿糸も重要取扱品として登場するにいたつたことが注目される。生糸の輸出は一時中絶の状況にあつたが、これも二七年には重要な輸出品の一つとなつている。米は輸出の減退にともない取扱高やや減少し、第二位の取扱品になつた。肥料もその中心が魚肥から大豆粕に移行しつゝ、あつたことであつて、その取扱高停滞した。石炭の取扱高は多少増加しているが、これは鉄道用、工場用等の国内需要が増加したためと思われる。機械及金物類の取扱高増加も、諸機械

並びに鉄道用品の需要がふえたことによる。

要するに三井物産は、この間わが国産業の近代化に対応して、取扱商品の比重を変えたり、品目の増加をはかるなどして、取扱高の増大に懸命の努力をはかった。そして明治二六年（一八九三）には、東京本店のもと支店一〇店（国内六店海外四店）、出張店四店（国内三店海外一店）、出張所五カ所（国内四カ所、海外一カ所）をもつ合名会社組織の大好きな商社にまで成長するのである。